

---

第3回 日吉津村議会定例会会議録（第2日）

平成29年9月6日（水曜日）

---

議事日程（第2号）

平成29年9月6日 午前9時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（9名）

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
8番 井 藤 稔	9番 松 田 悦 郎
10番 山 路 有	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 高 森 彰 書記 ..... 森 下 瞳

---

説明のため出席した者の職氏名

村長 ..... 石 操 総務課長 ..... 高 田 直 人
住民課長 ..... 清 水 香代子 福祉保健課長 ..... 小 原 義 人
建設産業課長 ..... 益 田 英 則 教育長 ..... 井 田 博 之
教育課長 ..... 松 尾 達 志 会計管理者 ..... 前 田 昇

---

## 午前 9 時 0 0 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 9 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第 1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第 1、一般質問を行います。

ここで、本日とあす、2 日間の通告者の紹介、おおよその開始時間をお知らせします。

本日、9 月 6 日、通告順 1 番、議席番号 9 番、松田悦郎議員、午前 9 時から。通告順 2 番、議席番号 8 番、井藤稔議員、午前 9 時 5 0 分から。通告順 3 番、議席番号 1 番、河中博子議員、午前 1 1 時 2 5 分から。通告順 4 番、議席番号 5 番、三島尋子議員、午後 1 時から。

続いて、あす、9 月 7 日、通告順 5 番、議席番号 6 番、江田加代議員、午前 9 時から。通告順 6 番、議席番号 3 番、松本二三子議員、午前 1 0 時から。通告順 7 番、議席番号 7 番、橋井満義議員、午前 1 1 時 1 5 分から。

本日は 4 名の議員、あすは 3 名の議員、2 日間で 7 名の議員が一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

9 番、松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） おはようございます。9 番、松田です。

最初に、一般質問に入る前に、ちょっと一言述べさせていただきたいなと思います。

最初に、北朝鮮問題についてでありますけれども、繰り返し核実験を行っている北朝鮮は、8 月 2 9 日午前 6 時ごろ北海道へ向けて核ミサイルを発射しました。今回は特に事前通告もなく、日本上空を通過させ、本当に危険きわまりない行為で、大変な暴挙を行ったことに対して大変な怒りを覚えますし、言語道断であります。

次に、小学校のインフルエンザによる学級閉鎖のことですけれども、私も全国放送で見て初めて知りましたが、これについて、どこかで担当課のほうから、この辺の経緯などを説明してもらえればうれしいなと思っておりますので、よろしく願います。

改めまして、一般質問を行います。

最初に、水洗化 1 0 0 % に向けた努力について質問します。日吉津村の水洗化人口を見ますと、水洗化率は県内で一番高い 9 8. 8 % であり、行政の努力により、非水洗化率は 1. 2 % までなって

いて、この数値だけを見ますと、衛生面や環境面は非常によい村であると思われます。そもそも下水道事業とは、家庭から排出する汚水を下水道使用料で、雨水は税金で賄われ、分流式であることは承知のとおりであります。しかし、便所のくみ取りを行っている世帯では、炊事、洗濯などの汚水はそのまま川に流されます。それでは川が汚れたり悪臭やハエや蚊の発生源になるので、浄化するために下水道施設が必要となります。しかし村内には、どうしても水洗化されない世帯やできない世帯があるのも事実であります。経済的理由などからできない家庭については、家庭雑排水のみを処理する方法などを早急に検討され、さらに衛生面や環境面がよい村へ進むべきと思いますが、考えを伺います。

次に、ヴィレステに一部再設置をとということで、27年6月にヴィレステが開館してから2年以上経過した中で、公民館機能、図書館機能、健康増進機能の3機能を主機能とした複合施設が日吉津村の目玉施設となりました。現在は、村内、村外から多くの利用者で大変なにぎわいであり、特に施設内の空調設備に対しては大変好評で、さまざまな施設を多くの方が利用されております。これだけ多くの利用者に対してもっともっと気持ちよく利用していただくために、高齢者対策や村内、村外利用者への配慮や改善を求め、次の3点について質問します。

1点目は、2階研修室通路に高齢者対応の手すりを設置していただきたい。2点目は、村外の利用者への認知度向上と事故防止対策が必要なために対して、ヴィレステの看板の設置をお願いをしたい。3点目は、カヌー伝説銘板の横に歴史パネルを設置し、歴史を理解してもらい、また、積雪時にもスムーズな通行ができるようにされたい。以上をお答えを願います。以上で終わります。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、水洗化の100%に向けた努力をとということで、質問の中にありましたように、水洗化率は県内トップクラスであります。従来、未接続の方に対しては、平成10年ごろから3年に1度程度で郵送でのアンケート調査を実施しておりましたがけれども、今、一般家庭と事業所を合わせて20件ちょっとの未接続の御家庭や事業所があるということで、担当職員が直接法令を説明し、聞き取り調査を行う方法に変更して、普及啓発、さらには水洗化を実施していただくようお願いをしておるところであります。質問の中にありましたように、経済的理由が大半を占めておりますけれども、建物の老朽化による未接続もあるということであります。ことし1件が接続を予定されております。法令上、くみ取りトイレ以外は必ず接続することとなっておりますし、接続を命じることもできるわけでありましてけれども、資金調達が困難な方に無理な借り入れ等を

強要するというわけにもまいりませんので、それは住民へのサービスの提供が使命であることから、いわゆる無理な借り入れ等を、資金調達などをしていただくということは、本来からすれば多少無理が出てくるということだと思います。しかしながら家庭雑排水が道路側溝にたまり、においなどに対する苦情もあるということでもありますけれども、今後も継続して法令説明、意向確認を行い、水洗化率100%を目指して事業を行っていきたいと考えております。

家庭雑排水のみを下水に接続した場合、排水設備工事はトイレを水洗化しない分、当然でありますけれども、安く工事ができるということになりますけれども、し尿はくみ取りのままとなるため、し尿のくみ取り手数料と下水道使用料を支払わなければなりませんので、経済的理由で未接続となっている方にとってはかなりの負担となるわけでありまして、これまで順調に水洗化が進んできて相当な年数が経過をしますけれども、経済的な理由などから接続できないという御家庭の水洗化については、法律的な説明はしてきましたけれども、じゃあ制度として、村として、そこをどういう形でお支えをしていくのかということでは議論をしておりませんので、改めてその部分については検討するといえますか、実施が可能なのかなのかということも含めて、まだ白紙の状態でありますので、そのあたりから、いわゆる経済的な理由で未接続となっている方にとっての解消策がないのかということで、それは考えていきたいというふうに思いますけれども、生活困窮者に対する日常の生活支援は法律、制度で行われておりますので、そこら辺がこの下水の接続を、改良を、水洗化を助成するのかもしれないのかという判断の材料になるのではないのかという気がしておりますので、改めてのその辺の検討をしていきたいというふうに思います。

次に、2番目の、ヴィレステに一部再設置をということでございますけれども、具体的には2階の研修室通路などに高齢者や障がいをお持ちの方などがスムーズに、いわゆる2階を利用できるような手すりを設置されたいということでもあります。その件については、ヴィレステの建設前段の検討委員会で検討を重ねて、バリアフリーについて全館対応したということで認識をしておりますけれども、今回、2階の研修室通路に新たに手すりをということでありますので、その意見を受けまして、そのほかに必要なところもあるのではないのかということも含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、ヴィレステの入り口に場所が一目でわかる看板を設置をされたいということでもありますけれども、屋外看板のことかと、案内板のことかというふうに理解をしておりますけれども、ふれあいどおりからのヴィレステへの入り口には、ヴィレステひえづと表示をしておるということであります。社会福祉協議会の入り口と間違えるなど、わかりにくいなどの指摘もいただいておりますので、ヴィレステ敷地内へのわかりやすい看板設置について検討させていただくという

ことでありますけれども、一つは、今年度中に県道とふれあいどおりの交差点付近に案内板を設置する予定でありますので、既に決裁が回っておりますので、発注の段階になっておりますけれども、そのことを御報告を申し上げる次第であります。

それから、カヌーの伝説のモニュメント横にという、カヌーのいわれを、それから制作の経過などを、説明パネルを設置をしてということだと思っておりますけれども、作成者の意向としては、モニュメントのある芝生の上に案内板を設置してほしいとのことであって、指示はしておりますけれどもまだできていないというところであります。今のところは質問の中にあっただかと思っておりますけれどもホールコンクリートの壁にラミネートされたものを張って対応しておりますけれども、これではわかりにくいということだと思っておりますので、改めて案内板の設置について早急に対応するようにいたしますので、以上で松田議員のお答えとしますけれども、北朝鮮の核ミサイルが発射されたということでありましたけれども、あれは弾道ミサイルだと、核ではない。ミサイルは弾道ミサイルだと思っておりますので、核実験をその後やられたということですので、そこは正確を期しておく必要があるかなというふうに思います。

でも、国民の立場や自治体の立場では、非常にかの国の暴挙にはいら立ちを感じるころでありますし、日本政府として、それに啓蒙な行動というのはやっぱり慎まなければならないというふうに考えております。目には目をということではないというふうに思っておりますので、そのようなことで対応してもらおうよう、政府に対しては求めるものであります。

それから、小学校のインフルエンザについては、質問のあったとおりでございます、この時期に何でインフルエンザが出るのかということでもありますけれども、年中出るよということのようで、通常は10月ごろに当該年度のワクチンができ上がるということで、まだワクチンができてないという状況かと思っておりますけれども、インフルエンザワクチンの、いわゆる一般に供給される時期については教育委員会の松尾課長が把握をしておりますので、それから、インフルエンザの罹患者の状況も把握をしておりますので、松尾課長のほうから答弁をします。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

インフルエンザでただいま学級閉鎖をしていますのは3年生です。3年生25名のうち、先週、9月1日までにインフルエンザによる出席停止が出ていたのが5名でありまして、9月4日月曜日に3名、体調不良ということで、これもインフルエンザであったということから、25名中8名ということで32%、3分の1程度になりましたので、学校医と相談の上、校長の判断で5、

6と、きのう、きょうと学級閉鎖をさせていただくようにしております。その後の状況につきましては、回復や新たな罹患等の状況も踏まえながら、また校医と相談しつつ判断をしたいと思えますし、8月の終わりごろからほかの学年でもインフルエンザでの出席停止が出始めていましたので、集団感染を防ぐ観点から、手洗い、うがいの指導ということで学校のほうでも強化をしております。本日での状況というのは、けさのまだ状況は確認ができておりませんが、そういった格好で終息を迎えたいなという状況ではあります。

先ほど村長からありました、インフルエンザのワクチンの関係ですが、通常ですと10月の初めごろから各病院で接種の準備ができるということなんですが、この8月ごろ、2学期が始まる前からインフルエンザがはやるといのはなかなか想定してないということで、まだワクチンの接種という段階にはなっていないということで思っていますし、ニュースによりますと、今回、インフルエンザ、新しいものをつくろうということでしたようですが、どうもうまくいなくて、例年どおりのワクチンをつくるのになかなか時間が短く、数量も少ないということで、大人のワクチンは1回で接種していただくようにというようなニュースも流れていたことをあわせて御報告をして、以上で終わりたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 追加質問をさせていただきますけども、最初に、下水道のほうからですけども、一番後段のほうに理由を述べてますが、経済的理由などからできない家庭については、家庭雑排水のみを処理する方法などはどうなのかなというふうに言ったんですけども、これはいろいろと全国的に見ましたら、そういう家庭が多くて、全ては難しいですけども、この雑排水のみはやっとるよという自治体もありますので、そのため一応、参考までにどうなのかなということで質問をさせていただきました。

続きまして、最初に、まず下水道の使用料の単価の件についてちょっと質問しますけども、これは排出量が少ないほど低くなるという考えで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員の御質問にお答えします。

使用料についてなんですけれども、こちらにつきましては、世帯割ということで決めてありまして、1世帯当たりが単価が1,700円ということになりますし、1人について650円、1人増すごとに650円が追加されるということになっております。こちらの金額につきましては、一般家庭の使用料ということになっております。一般家庭以外の使用料につきましては、水道量の使用に比例しまして上がっていくという形になっておりますが、5立方メートルを超え10立

方メートルまでの分、1立方当たりが220円というような形で区分がされております。

あと、それに加えて、基本料金が1,300円ということで設定されておまして、一般家庭の使用料とそれ以外の使用料で区別されておるということになっております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 毎回、使用料金の通知は来まして、世帯別で来ますけども、例えば、世帯別で来た使用量よりぐっとたくさん使って、どういうふうにするかわからないですけども、そういうことがあるんで、ただ、ほかのところの自治体ばかり言って申しわけないですけども、少ないところは少ないなりに還元するということで単価のほうも下げているという自治体もあったので、ちょっとお聞きしました。今の回答、わかりました。

それから、次に、日吉津村の水洗化事業の目的について、一応、ちょっとホームページで見ますと、中抜きしておりますが、今では、海や川に流されていた台所・風呂場・便所・洗濯による汚水を下水道で処理できるようにし、処理区域の皆さんの全てが一日も早く水洗化していただくことが大切であるというふうに記載しております。この理念は、私は思うには、水洗化事業というのは村民の誰しものが快適に過ごせるというのが前提であるという、これが本当の目的ではないのかなと思うんですが、この辺の考え方について、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 答弁、どなたされます。

益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 議員のおっしゃるとおりかなというふうに思っております。

使用されます村民の方にどのような形で100%の使用を目指していくかというようなことにつきましても、村長が述べましたように、さまざま検討を重ねていくということでございますが、現在も実施しております使用料の10%の特別な、10%割り引いて納付をお願いしておるといような対策もございますので、そういったようなところも含めまして、皆様方によりよい環境で下水道なりを御使用していただくということで考えております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これは誰もが快適に過ごせるというのが前提であるということなんで、また後ほど関連して質問しますけども、その前に、今質問しようと思ったんですが、水洗化をされない世帯に対して、水洗化の要望は何回出されてますかという質問をしようと思ったんですが、村長は3年に1度ということで今、答えられましたけども、3年に1度が短いのかどうなのかわかりませんが、できないという家庭に対しての要望を出したときの反応というのは把握されておりますか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） このアンケートにつきましては、10年ほど前から3年に1回実施をしてきたということでございますが、当初は1年置きに実施をしておったということだったんですけれども、1年置きっていいですか、すぐすぐ改善されるってというような状況ではないという中で、アンケートのほうも3年に1回に見直しをしたということでございます。

アンケートの内容ですけれども、経済的理由であるとか、あと借家であるとか、借地であるとか、建物が老朽化していて建てかえが必要であるとかというような項目を設けまして、それに基づいて聞き取りをさせていただいておるとい状況です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これは大変難しい問題であるというふうには理解をしております。

続きまして、先ほど言いましたけども、県外の水洗化人口を見ますと日吉津村は98.8%と先ほど言いましたけども、県の平均を見ると91%程度であります。まだ県内でも100%水洗化しているところはどこにもないというふうにデータに載っております。しかし、先ほど答えていただきました、幾ら水洗化率が高くても迷惑になる世帯があるようではちょっと困るなというところから質問したわけですけども、ちょっと私の知ったところの実態を述べながら、この辺のところをどう思われるか答えていただきたいなと思うんですが、村内のある世帯では、ふだんは雨水も流れない側溝に、雨水も流れん側溝へ、その家庭から流れる汚水が流れて、その汚水が側溝付近にたまって、その隣にある隣家がもう夏場になると臭くて、それで、あげくの果てにはボウフラまで湧いて非常に迷惑をしとるとい家庭で、これは何年か前から行政のほうへ言っとなんですけども、なかなか難しいところがあるそうなんですけども、こういう実態というのは行政のほうも知っておられると思うんですが、このような世帯があるということは隣家に迷惑をかけるということなので、この辺についてのちょっと考え方といいますか、どうしたらいいのかちょっとお知恵を拝借したいんですが、いかがですか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 従来からそのような問題が出ているということでございますが、今後も現場のほうの確認なり状況を確認させていただきながら、自治会の方も含めて、どのような対策が講じることができるかということを検討、協議を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 問題は、これは、ふだん川の水が流れない側溝があるということ



がそもそもの一つの原因なのかなと思っています。それで、その辺の構造的なところを見てもらえば多少は解決なのかなと思うんですけども、ぜひとも、自治会もなんですけども、上のほうに相談しながら、こういうことは根本的なところから直すべきじゃないかなと思うんです、よく相談をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、受益者負担についてなんですけども、これは下水道事業の整備費用の一部を1度だけ負担するというのが受益者負担なんですけども、これは、負担金が28年から30年までは次第に下がってきておまして、この年々減額なってるというのはどういうことなのか、ちょっと説明をお願いしたいと思いますが。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 受益者負担金についてなんですけれども、一般住宅あるいは事務所を新築された際に、公共下水道に接続をされる際、納付をお願いするという事になっておまして、年々少なくなっているということなんですけれども、建物が建つその状況に応じて受益者の負担金が上下するというふうに考えております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） なら、建物の関係で減ってきたということですね。ということは、30年度よりまたふえる可能性もあるっちゃうことだね。はい。

それから、私もおよそ、大体わかるとるんですけど、今吉地区で整備区域内で受益者負担は不要ですよというふうに説明が書いてあるんですけども、ちょっとこの辺のひとつ説明をお願いしたいですが。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 今吉の田園土地開発整理区域につきましては、受益者負担金につきまして、区画整備事業を行った際に今吉土地区画整理組合のほうがまとめて納付をしておるというような状況でございますので、この地域に新築される際については受益者負担金の納付が必要ないということでございます。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） はい、わかりました。

次に、28年度の下水道運営状況を見ますと、全体での事業予算というのは、これは毎年これぐらいだと思うんですけど、1億6,000万近く、本当に大きな額となっております大変な事業だなというふうに思っております。そういうところ、聞きたいのは、下水道使用料が年間に6,385万円ほど載ってますし、使用料ですね、それを払っておるのが。それから、税金による繰入

金が今回の予算にも載っていますが、大体、年間5,500万ぐらい投入されております。それで、先ほど言われました、今、下水道の使用料を10%削減されておりますけども、この10%削減と税金からの繰入金金の5,500万ぐらいの、これの還元といいますか、整合性といいますか、その辺についてちょっと説明をお願いしたいんですけども。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 下水道事業につきましては、使用料あるいは負担金をもとにしまして独立採算ということが原則でございますが、総務省が定めました基準に基づきまして、一般会計からの繰り出しをして運用をしておるといような状況でございます。使用料の10%の削減の特別措置につきましては、平成20年ごろですけれども、世界的な経済の悪化を受けて、本村独自において21年度から実施しておるといような事業でございます。住民の生活が引き続き厳しい状況であるという中でことしも実施しておりまして、9年目を迎えるということになりました。現在、使用料等で賄うべき下水道事業にその他の税金が原資として繰り出しが行われているということで、使用料が10%削減されていることについてですが、その他の税金が下水道事業分に上乗せされているということではございません。1家庭が納付すべき税金の総額のうち下水道使用料分が10%削減されているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 税金とこの10%削減とのいろいろ出方が違うということなんで、はい、わかりました。

それから、先ほど下水道設置の協力について、広報を3年に1度やってるということなんですけども、これにつきましてはいろんなところで、全国でも非常に難しい事態というふうになっておるのが事実ですけども、これに、広報などで知らせる方法で、内容で全く違うというふうにかかれていているのを見まして、その中で重要なところは、まず下水道がなかったときの時代のことから、それで、下水道が完備されたらどういうところがよくなったかとか、下水道の持つ本質的なところを書き上げながら、そして、これだけ事業には多額な費用がかかるとよいうところを、ぜひともこういう観点からお知らせするなり、広報をするなりの方法がよろしいかと思うんですが、この辺の見解はいかがでしょう。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 下水道の接続につきましては、ホームページのほうにも掲載しておりまして、水洗便所について、快適に使っていただけるということでもいろいろ載せさせても

らっておりますし、あるいは、水洗化を早めるように協力をお願いするというような項目についても載せております。下水がなかった時代云々というのはちょっとないわけなんですけれども、そういったようなところで、下水道の、水洗便所なりについての広報はさせていただいております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 下水道についていろいろ質問しましたけども、結局は村民の皆さん方が本当に快適に暮らせると、非水洗化率が悪くても本当にそういう問題があるような世帯をなくす方法が一番いいと思いますので、ぜひとも水洗化について本気に取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、ヴィレステの関係ですけども、先ほど村長のほうから回答がありました。まず手すりの関係ですけども、これは検討したいということで、いろいろほかにあれば一緒に検討するということでありましたけども、これは福祉保健課さんを含めて研修会があった時のことなんですけども、高齢者の方が休憩時間に便所に行こうと思って行ったら手すりがないから壁伝いに、早こと便所へ行きたいのに行かれないというところを見かねて、係の方が肩と手をつかんでずっと早目に便所に連れて行ってあげて、待ってってまた研修室へ帰ったというところから、非常にその係の人が、議員さん何しとるなんてやなことでもがいに叱られましたけども、確かにそうだなと思って、よく見たら、2階の研修室でいろいろな方が研修されるのに、手すりでもないということは非常に大変だなというところからこの設置要求をしたところからありますので、ぜひともよろしくお願いします。

次、ヴィレステの看板設置なんですけども、これはもう、どうも発注してあるそうなんですけども、一応、ちょっと参考までに聞きますけども、この看板設置規制について伺いますけども、設置には屋外広告物法などいろんな設置規則があるようなんですけども、どのような規制があるかちょっと教えていただきたいなと思います、参考までに。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。

一応、ヴィレステのほうの看板については、屋外広告物ということで、担当課は建設産業課になりますけども、一応、地方公共団体につきましては、禁止区域、制限区域の中で適用除外ということですので、日吉津村の場合は、公共でつける場合は適用除外でつけれるということ。あと、制限区域の中に第1種、第2種というものがあまして、それも431沿いであったり工業地域であったり、定めてあまして、その中にも該当しないということで、ヴィレステのほうに

はきちっと看板が設置できるということで法律のほうは確認をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 看板設置についていろいろ調べてみましたら、非常に難しいいろんな法律があるなと思ってびっくりしたんですけども、例えば建築基準法だとか、道路交通法だとか、もういろいろ照らし合わせながらでないといけませんよというふうに書いてあって、その中で自治体の広告条例というのがあったんですけども、これは当然、日吉津村では広告掲載要綱に基づいてやられるわけですか、これは関係ないですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 関係ないと思っておりますけども。一応、先ほど広告物の説明はしましたけど、もし入り口に看板を設置するということで検討させていただくということをお話しましたけども、設置する場合は敷地内ということで、敷地内の場合は自由に立てれますので、特にそういうことは考えずに。ただ高さとか、10メートル以内とか、そういうことがありますので、そういう部分については検討していきたいというぐあいに思います。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） またこの看板のことなんですけども、この上げた理由が、先ほど言われました、村外の利用者の方が非常にわかりにくいということをお聞きますので、そのことと、もう一つは、理由は、ヴィレステ側の入り口と社協からの入り口が2カ所並行して近くにあります。この2カ所あるということは、社協のほうからヴィレステに行かれる方とヴィレステ側から入る方と交差するところは非常に、私も経験しとるんですけども、本当にぶつかりやすい。もう目線はヴィレステに向かってますから、双方がこっちから来たかこっちから来たかわからないということなんで、非常に交通事故も起きそうだなということから設置要求を出いたんですが、例えば、設置の発注がしてあるならば、社協からじゃなくて、できればヴィレステ側に設置をしていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 現在発注しておりますのは、こちらの県道と、それからふれあいどおりの、あの吉本のところの、あの十字路のところ、ヴィレステですよということで案内板を設置するということで。今、検討するというのは、入り口のところ、今、ヴィレステという横の板がありますけども、なかなか見えにくいということもありますので、その辺に看板ができないかということで検討してるってということで、社協側に看板をつけるということは考えてません。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） はい、わかりました。交通標識のそこへね、了解です。

何とかヴィレステ側から車がスムーズに入れるように、ぜひともその辺は考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、モニュメントのパネルのことなんですけども、これは御存じのように、ヴィレステの壁にぺたっと小さいA4判ぐらいで張ってありますけども、あれじゃあなかなか、はぐれたらもう再起不能だなと思いますし、できたら、この銘板の横しのほうにも立ててもらったら、雪道に、雪が積もったときに、前回、何かで上げたときに、あそこが、銘板が見にくくて雪が積もったらぶつかりそうだというふうに言ったら、簡易な置物をその銘板の横しにぽおんと立てておられました。それで雪が終わった時点でまた撤去されました。ただ、それが非常に、見るからにどこぞから拾ってきたような感じの置物されておりますが、ぜひとも銘板でもその横しに立ててもらって、少々の雪が降ってもわかるように設置をお願いしたいですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほども村長が答弁しましたように、早急に対応するように検討していきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 早急はわかりましたけども、高さですよ、高さ。どうですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 高さについても、車が通りますので高過ぎてもいけませんし、その辺は十分協議しながら進めたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ということで、非常にあそこは事故が起きた経緯もありますし、非常に大変ですので、設置場所をよく検討していただいて、車の事故が、敷地内ですので入ったほうが悪いというのはわかりますけども、何とかわかるように設置をお願いしたいなと思います。以上、終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、9番、松田悦郎議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 次、通告2番、議席番号8番、井藤稔議員の一般質問を許します。  
井藤議員。

○議員（８番 井藤 稔君） ８番、井藤です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

本日は３点について質問させていただきます。実は、３点とも非常に大きなテーマで、なおかつ重要なテーマだろうと私自身考えがありまして、通常ですと６０分のところ８０分いただいております。要領よくこちらのほうも説明しまして、ぜひわかりやすい答弁をいただいて、それでもって時間短縮できればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、１点目が、議会との情報共有に関する考えであります。執行部の、村長の議会との情報共有に関する考えをお聞きしたいというのが１点でございます。２点目が、広域行政に関する基本的な姿勢であります。広域行政に関する基本的な姿勢についてお聞きしたいと思います。３点目が、カンゾウ事業の今後の推進体制はどうなってるかということについてお聞きしたいと思います。以上、３点について順次お聞きしたいと思います。

まず、１点目が、執行部の議会との情報共有に関する考えはどうでしょうかということになります。御案内のとおり、村の議会基本条例が本年の４月１日施行となっております。今、９月でございますので、はや６カ月を経過したところであります。６月議会も一回終了しております、施行になりましてから。そういうことがございますので、このあたりで基本的な情報共有に関する考えをお聞きしたいと思います。私は議会の活性化を議論する場合に、やはりこれは避けて通れない問題であろうという認識を持っております。そういう意味でお願ひしたいと思います。

そもそも地方分権が地方分権改革の一環として、やはり執行部の体制とあわせて議会の機能強化も必要となったところから、この議会基本条例は制定するようになったというふうに私は理解しております。施行後、お飾り条例にならないように、やはり自主的に機能強化を図っていくことが必要であります。そういうことで、議会のほうでも定例会開催後、特別委員会、行財政議会改革調査特別委員会で果たしてどうであったらうかと。議会改革上問題はなかったらうかと、どうたらうかということで、現在、検討を実施いたしております。こういうような点から、次の４点についてまずお聞きしたいと思います。

１点が、施行となって執行部が変わったところがございますでしょうか。また、施行に当たり、村長のほうから職員に指示をしておられることはございますでしょうか。３点目が、議会改革度調査２０１６に対する感想をお聞かせ願ひしたいと思います。これはなかなか耳なれないタイトルでございますけども、これは以前、三重県の知事をしておられました北川正恭さんが現在、早稲田大学のマニフェスト研究所の顧問をしておられます。この方が中心になりまして、２０１０年から地方議会等の、県議会もまさにそのとおりでございますけども、改革度を順次、公表してお

られます。これはやはり地方議会の改革にぜひ役立っていきたいということでなされてるものがあります。これに対する感想をお聞かせ願えたらと思います。4点目が、議会改革に関する執行部の姿勢と課題ということで、まとめになりますけども、現在の心境をお聞かせ願いたいと思います。

次に、2点目でございます。広域行政に関する基本的な姿勢について伺います。広域行政は今後、私はますますこの形態はふえていくんじゃないだろうか。実際にふえとるわけですので、ふえていく。やはり社会が複雑になればなるほど、やはりこの形態はふえていくんだらうなと、必要性はふえていくんだらうなというふうに感じております。

7月30日の某地方紙の社説で、米子・境港両市を結ぶ高規格道路について、難題である道路のルートの検討をスピード感を持って取り組むことで、両市の市長、すなわち米子市・境港市長の考えが一致したと。日吉津村のほうにも協議をかけるような旨のあれがありました。事業が前進する見通しがようやく開けてきたというニュアンスで書いてありました。その後、これが7月30日でございますけど、8月8日になりまして、村長のほうから、たしか全員協議会か何かだったと思いますけども、その冒頭で、両市に関する報道の経緯等について説明を受けたところでございます。私、先ほど申しましたように、今後ますますこの傾向は強くなってくるんだらうな、広域行政の必要性は強くなってくるんだらうなと思うわけですが、そういう点で、次の5点についてまずお聞かせ願いたいと思います。

ここに出てきております高規格道路とは、どのような道路を想定しておられますでしょうかということが1点であります。また、この高規格道路の関係について、今までに2市1村で協議されたことはございますでしょうか。また、村長は、高規格道路の要否に関する必要が、あるいは、必要ないかということはないかもしれませんけども、いわゆる、この高規格道路の要否等に関する村長の判断はどのようなものでございましょうか。4点目に、いわゆる広域行政、課題に関する村長の基本的姿勢についてお聞きしたいと思います。最後に、具体的な例としまして、現在、これは議決事件の拡大の関係でも議会のほうにおいては討論しておるところでございますけども、議論しとるところでございますが、日吉津村の都市計画マスタープラン等を議決事件に追加されるお考えはないかどうか等について伺いたいと思います。

3点目が、カンゾウ事業の今後の推進体制等について伺いたいと思います。この事業は、先般、6月議会に補正予算として急遽上程された事業でありました。当初予算には準備が間に合わなかったとの説明をいただいたところでございます。私はこれについて、農業再生の主要事業となる可能性が本当に、もし、これができればいいなと思う一方で、やはり事業内容からして本当に難し

いところがあるなというふうに考えて、そのようにお話しするとともに、するんならぜひとも成功してもらいたいという考えで、議会でも推進状況をしっかりと見ていく必要があるという旨について賛成討論をさせていただいたところでもあります。御案内のとおり、本当に我々の同僚議員でございました景山議員が御逝去されました。そういうこともありまして、今、多分、執行部のほうでは再検討をされているんじゃないかと思います。

次の4点についてお聞きします。議決後の決定事項、6月議会のときには、まだ県のほうとの調整が残るとあるということでお聞きしていたと思います。議決後の決定事項、県との対応等も含めまして答弁をお願いしたいと思います。2点目が、今後、事業推進上の課題があれば、その課題と検討状況、あるいは解決方針等についてお聞かせ願えればと思います。3点目が、事業者が御逝去になったわけでありまして。これに関する課題等がありますでしょうか、どうでしょうか。2分の1は事業資金というのは、事業者が出すようになっていたと思います。こういう点が大変心配な部分があります、いろいろな面で心配な部分があります。これをお聞かせ願いたいと思います。また、あわせて、今後の事業推進方針、どのように成功に導いていかれるお考えか、この点をお聞きしたいと思います。

以上、長くなりましたけれども、3点についてお聞きさせていただきたいと思います。必要があれば、後ほど再質問をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 井藤議員の一般質問にお答えをしております。

きょうの新聞で、安来・米子両市を結ぶ中海架橋建設について、米子市の伊木隆司市長さんが、本市や圏域の発展のために重要なインフラ整備だというようなことで、鳥取・島根両県でつくられる中海架橋の建設連絡会議の再開を安来市と連携をしていくということで、かつて議論がされておったものが再開をされるという、市長さんが伊木市長にかわられて新たにそんな方向を出されたということで、5日の市議会の本会議の様子が新聞報道をされたところでもあります。いわゆる、西部圏域の道路網をどう将来を考えていくのかということでは、これも大きな方向性になるのであろうというふうに考えますけれども、その立場は、またそれはそれとして、まず議会との情報共有に関する考え方ということで、井藤議員の一般質問の1番目の質問にお答えをしております。

具体的には、議会基本条例が施行となって執行部で変わったところはあるのかということでありましてけれども、議会基本条例の施行によって、改めて我が村は、前段、自治基本条例を制定をしておりますので、議会が村と村政に関する情報を互いに共有しながら参画と協働を推進をし、



村民主役の村づくりを推進することを再認識をしたところでありまして、この思いは議会も同じであろうと。いわゆる村民が主役だということでの思いは共通した認識であろうというふうに考えておりますので、そのような考えを持って議会基本条例の施行に執行部として対応をしていきたいというふうに考えておるところであります。

それから、施行に当たり、職員に対し指示をしたことがあるのかということでもありますけれども、やっぱり情報共有に努めなければならないということで、参画と協働の村づくりをさらに推進するようにしたところでもあります。きょうもやっぱり新聞報道でもありましたけれども、世論の見方が、執行部と議会等の方向性が、議論はありながらも一定の方向性が定められておるべきだなというふうに感じたところでもありますので、そのようなことをけさの新聞報道等を申し添えるところでもあります。それぞれの立場でしっかりと議論をしていく必要があるという新聞報道であったというふうに思いますので、そのように努めていきたいというふうに思います。

それから、次に、議会改革度調査2016年に対する、もと、三重県の北川知事さん、元知事さんの調査の内容だったというふうに先ほどお話をいただきましたけれども、膨大な資料がございました。それは、29年3月中旬に全国の地方議会に対し、情報共有、住民参加、議会機能強化の3つを柱に調査されて、全体の75.3%の回答があったということのようであります。議会が改革度を数値で把握することで自己評価や改善をし、よりよい議会になることが目的のようございまして、ぜひ村民のために議会改革を進めていただきたいというふうに思うところあります。

議会改革に関する執行部の姿勢と課題はということでもありますけれども、議会改革は、基本的には議会で進めていただくということでもありますし、村としては自治基本条例に基づきながら情報共有を進めて、参画と協働の村づくりを推進を目指してともに歩んでいきたいと。議会とともに議論をしながら、一つの一定の村づくりの方向性を出しながら進んでいきたいというふうに考えております。議論の過程ではさまざまなことがあるというふうに、その前段で申し上げておくべきだったなというふうに思います。そのようなことで、しっかりと議論をして議会と執行部との関係を、議論の経過を村民にしっかりとわかるような形での議会や行政のあり方を村民の皆さんに示すことが大事なということと、やっぱり基本的には、先ほども、冒頭申し上げましたように、村民が主役であるということが大前提であるのかなというふうに思っています。以上が、議会との情報共有に関する考え方であります。

次に、広域行政に関する基本的な姿勢についてということではありますが、まず、1点目は、高規格道路とはどのような道路を想定してるのかということでもありますけれども、想定といいます

より、高規格道路の基準という国の基準だと思っておりますので、通常は高規格幹線道路と地域高規格道路の総称のことが高規格道路という言い方をしておりますけれども、言うなれば自動車専用道路だという受けとめ方でよろしいかというふうに思います。米子、境港の高規格道路の議論が米子市長さんと境港市長さんが方向が一致したということでもありますけれども、その前段、それぞれの2つの市は知事さんに高規格道路のあり方の検討をするように要望をしていらっしゃる、あり方を検討するように要望をしていらっしゃる。それは米子、境港の高規格道路ということでございます。

今までに2市1村で協議をされたことはあるかということではありますが、事務レベルでありますけれども、平成24年度に国土交通省と鳥取県と米子市と境港市と日吉津村で構成をされておる、米子・境港地域と道路のあり方勉強会というものが開催されて協議をされてきたということでもあります。内容は、地域の現状、問題点、まちづくりの方向性、道路網のあり方等を検討しておるということでもありますけれども、これについての具体的な検討結果などは、まだ私のほうに届いてないというふうに受けとめておりますけれども、それを今回は、いわゆる自治体の市長さんがその方向で考え方が一致したということで、日吉津村にもその議論をしていきたいということのようでもありますけれども、まず、先ほど申し上げましたように、地域の現状やまちづくりの方向性というものを、それぞれの自治体がやっぱり持たれるべきだなというふうに思っています。それがあって次の動きが出てくるのかなというふうに思っていますので、今はそんな段階、私から言えるのはそんな段階だというふうに思っています。地域の現状なり問題点やまちづくりの方向性をやっぱり議論して、将来の西部地域はどうあるべきかという議論がやっぱり先にされるべきだというふうに思っています。

ということで、2市1村で協議されたことはあるのかということと、高規格道路の要否に関する村長の判断はということでもありますので、高規格道路云々の前提に、それぞれの自治体や西部圏域のこれからのあり方をどう考えていくのかということが、まず前提であるのかなというふうに私は思っています。

次に、広域行政に対する村長の基本方針はということでもあります。広域行政については、少子高齢化、人口減少、構成市町村の財政状況など、さまざまな課題があるということで、経済的・事務的効率の観点から、広域的に業務を行うための鳥取県西部広域行政管理組合など、また西部地域の活性化、圏域市町村の均衡ある発展を促進し、圏域住民の福祉の向上を図るため、鳥取県西部地域振興協議会などにおいて実施をされておりますし、さらには、広域行政ということで考えますと、2町1村の下水道もそうでありますし、中学校組合もどちらかといえば広域的な

考え方で進めていくということ。そして水道は、米子市の水道局が我が村と境港市も一つにして配水区域にしていらっしゃるということですので、それぞれが、圏域が、総合的に圏域住民の皆さんの福祉の向上を図るために、やっぱり広域行政がなければ単独自治体では運営していく難しさを抱えますので、そういうことが、広域行政はやっぱりこれからの将来のあり方としても大切なものであるというふうに考えております。

一つ、一例を申し上げますと、広域の消防などは、到底到底、単独で消防行政ができるものではありませんので、広域行政でやりながらも消防職員の充足率は6割から65%ということで、295人ぐらいかな、そのぐらいで賄ってもらっておるということですので、そういうことがやっぱり我が自治体には必要だと、広域行政は必要だ。私自身は広域行政で、やっぱり全体、圏域的なことや我が村のことを考えていくということが基本だというふうに考えております。

次に、日吉津村都市計画マスタープランの議決事件追加の考えはということでもありますけれども、今現在の日吉津村の都市計画マスタープランは、19年の3月に改定をしておりますけれども、村民と行政が協働してといいますか、村民の皆さんの御意見の中で、18年1月に策定しました日吉津村土地利用計画をもとにマスタープランを作成したものであります。村の都市計画マスタープランは、いわゆる日吉津村の土地利用計画を住民の皆さんに御意見をいただいて、まとめたものをマスタープランの素案として都市計画審議会にお諮りをして、その内容について御審議いただき、答申を受けたものが19年の3月に改定をしたということでもあります。あわせて、都市計画審議会には村議会から3名の方を議会の立場で出ていただいて御議論をいただくということで、3人を選任をしておるということでもあります。

このごろの国道431の動きは、日吉津村都市計画マスタープランではありますけれども、広域的に見たときに、米子、境港もいわゆるマスタープランの一つで、県が承認をしていくということになっておるというふうに思いますので、米子境港都市計画区域にあって、そこで単独での方向性や議論はできますけれども、最終決定はやっぱりそこから県に上がっていくということでもありますので、今の段階で都市計画マスタープランの決定について、議会の議決事件に追加をするという方向性は持ち合わせておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

次に、3番目の、カンゾウ事業の今後の推進体制はということでもありますけれども、ありましたように、景山重信議員さんというよりも、事業者として景山重信さんがカンゾウの栽培においては逝去をされましたので、まずは哀悼の意を、御冥福をお祈りをするものでありますけれども、29年の7月3日に故人となられました景山重信氏から村へ、日吉津村の薬用作物等生産振興対策事業費補助金交付申請書をお受けいたしたところでもあります。前段、県も普及所もですが、議

論しながら、どんな方向でやられますのかということ聞き取りをしながら、補助金の申請書を出していただいたり。予算の6月の議会の補正予算に至るまでの議論も相当やらせていただいて、補助事業に適合するようなかせ、かせといいますか、内容。そして、我が景山重信さんの理念でございましたカンゾウによって、荒廃地を解消していくということにつなげていきたいということとございましたので、そのような思いを補助金申請に出していただいて、7月の6日に景山さんからもらったものを県に出して、県からまたさらに村のほうに交付決定通知をもらって、7月の6日に村から景山重信氏へ補助金の交付決定通知をしたところであります。補助金の方向としては、県の対応として事業継承が可能である確認ができれば支援できるものは支援するというところでありますので、村もその方針で対応をしてきたところであります。

事業推進上の課題の検討、解決状況ということですが、事業者さんが、景山重信さんが逝去をされましたので、じゃあどういう形で今、2年分を、ことしの分と去年の分でいくと約70アールを作付してらっしゃるということで理解をしておりますが、去年の分はポットで栽培をされ、ことしの分はマルチをかけてそこに苗を入れていらっしゃるということでございますので、管理については問題なく今管理がされておるといふふうに思っています。

事業の継承者は誰になるかということですが、課題であります。ということでは、事業の継承者を誰が継承するのかということでございます。継承予定の方が補助事業を受けられなければならないと。補助事業を受けるだけの要件をお持ちにならないと、そのようなことが残っておると思いますけれども、生前の景山さんのもとで働きになっておられた方が、今でも管理はしっかりして、除草などの管理はしっかりしていらっしゃいますので、それは一つ安心しておりますけれども、事業継承、事業者逝去にかかわる課題ということでは、資金の問題それから継承の問題、それはどうやって引き継いでいくのかということでは、県と議論をしておるところであります。農業資格の問題や事業費の問題や、さまざまなことがありますけれども、そのようなことで今ここまで栽培されて成長しつつあるものを、やっぱり次につないでいきたいという考えで進めてまいりますので、多少時間はかかると思いますけれども、現場のほうはそのようなことで動いていらっしゃいますので、そのようなことを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。

続きまして、再質問させていただきたいと思っております。先ほど議会基本条例が、まず1つ目の議会との情報共有に関する考え方という件でありますけれども、施行となって執行部で変わったところはありますかという質問に対しまして、自治基本条例で既に推進してる中で、議会基本条例が

できたという経緯もございます。そういうようなこともあり、今後は議論、両方の議論の中でそれぞれの立場でしっかりと引き続きやっていきたいという、簡単に言ってしまえばそういうことじゃなかったかと思えますけども。

実は、これ執行になりましてから先ほども申しましたように、議会の終了後、定例会終了後ですけど、6月議会定例会終了しました。その中での実実は変わったところがあるわけでありまして、それまで執行部のほうからあるいは村長のほうからということが正しいかもしれませんが、きょうしとりますような一般質問につきまして、後、村長の執行部のほうからそのコピーをいただいていた。それが6月議会から全くなくなりました。全くなくなりました。そういうことで、そのあたりはどうだろうかということで、実はこちらのほうの特別委員会のほうからも聞いてもらったところでもありますけども、そのなくなった、議員のほうに配付されなくなった理由っちゅうのはどういうことなんでしょうか。まず、そのあたりお聞かせ願いたいと思います。やはり、議会のほうもきっちりしていく上で、非常に参考になるものでありますし、やはり議論を深めていくためにはそれは当然必要なことではないかと思えますけども、そのあたりお聞かせ願えたらと思えますけども。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 済みません、今の井藤議員さんの定例会議後、定例会議以降に執行部からの配付がなくなったという、その配付をなくしたものは何なのかというのをちょっと聞き漏らしてしまったんですけど。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 村長が答弁されるときに使われる、いわゆる答弁書ですね。これの配付が、配付っちはいますか、そのコピーをいただいとったわけですけども、各議員が自分のした質問について、村長が答弁されたものをいただいていたけども、それが議会、情報共有が必要だと言いながら、その分がなくなったんですけども、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 済みません、どういう経過で議員さんのところに行きおったのか。行きおったので、僕の責任だと思いますけれども、認識がちょっとないですね。ということで、私の答弁の内容がコピーをされて、議会終了後に配付をされておったという内容については、申しわけありませんけども、認識がないということです。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 村長の配付されとったという認識がないというのはいいんですけど

ども、要は、執行部と議会の情報共有をしていく上では、必ず必要な方向だろうなと私自身は考  
えるわけですね。ですから、それが来てるということを、こちらのほうにいただいているちゅう  
ことを村長は御存じなかったということでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 申しわけありませんけど、認識をしておりません。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 村長知らなかったとおっしゃいますけども、特別委員会のほうか  
ら委員長と委員がおりて、執行部と話をさせていただいておりますけども、そのときにその話は  
してませんか、どうですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 一般質問の村長が答弁されたものを出してるという、私のほうも出  
した覚えがありませんので、記憶がありませんけど、そのものを出すというような打ち合わせは  
した覚えはございません。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 井藤です。

それでは、今までいただいていたのは何でしょうか。それはそのように認識してられなかった  
ということであれば、それはそれで仕方ありませんので、それで結構ですけども。少しちょっと、  
その関連でお聞きしてみたいと思いますけども。

議会基本条例つくりましたよね、議会基本条例。議会基本条例の中で、何条だったかな、議会  
基本条例の第14条の論点の明確化というところで、お手元にありますでしょうか。第3項がご  
ざいます。議員は一般質問をする場合には事前に通告し、ですから今回も通告させていただいて  
ますよね、細かい内容まで通告させていただいております。村長等も答弁書を質問議員に提出す  
るよう努めるものとする、最終的にはこういう条文で落ちついたと思いますけども、実はその  
前の段階で、協議案としては議会のほうは、14条、村長等も答弁書を質問議員に提出するもの  
とする。ということの規定で協議案持っておりました。それが最終的には提出するように努め  
るものとする、するということに変わった経緯があります。これは村長も総務課長もよく御  
存じのことだろうと思いますけども、そしたらこの努めるようにする、答弁書、このあたり、こ  
れはこういうことじゃないだろうかと。その点が問題になって、随分議会のいわゆる特別委員  
会のほうの担当者とも議論したように思いますけども、そのあたりはどのように、今までおりてな  
かったということなんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） ちょっといいですか。ちょっと井藤議員、よろしいですか。

これまでも特別委員会で村長のほうは、口述書ということでは表現はされてて。

○議員（8番 井藤 稔君） 議長、聞いてませんが、こちらのほうにちょっとお願いします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 当初は、先ほど言われましたように、第3項ということで答弁書を質問議員に提出するものとするという提案がありましたけども、こちらの意見としては、要は出来レースっていいですか、そういう状況になるっていうのはよくないということで、うちのほうは削っていただきたいという御意見を言って、その中でその折衷案ということで努めるものとするというぐあいになったというぐあいに理解しております。ですので、一応村長が答弁してるものについては、基本的に考えたものが一応箇条書きにあるんですけど、村長は自分の言葉で今いろんなことを答弁されてますので、事前に渡すっていうことができない状況であるということは御理解いただきたいというぐあいに思います。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 今、実際のところが、今おっしゃってることが私も本当に理解ちょっとしづらい部分がございます。というのは、全く出ないんですよね、全く。そしたら、例えば村長も答弁されるときに、いわゆる手持ちのいろいろデータ持たれたり、あるいは答弁案ちいますか、それを持たれて答弁されると思いますけども、そのまんま読まれるわけじゃないですよね。村長の考え方もありますし、状況もまた変わってくると思います。それを、だから変わってきますよね。だから、当然議会の質問します議員のほうも当初予定とは変わってくるし、いろいろ変わってくるわけです。だから、そのあたりがきっちりした、事前事後はあれです。けども、きっちりしたものが提出いただけるんだらうなということでの話で進んできたこの条文だらうなと思います。村長もさっき言っていただいたように、やはり情報の共有はしていかにゃいけんと、これは共通の認識だと思いますけども。そのあたりがどうだらうかなと、もう一回ちょっとお答え願えますか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 14条の、原案では、村長等も答弁書を質問議員に提出するものとするということでございましたけれども、基本的にその議会等のやりとりの中で、きょうの新聞にも書いてありましたけれども、やっぱり、言い方は悪いですけど、新聞の表現ですので学芸会という表現がありました。それは答弁書を出しておるといいう言い方、それは事前の話、事前の話ですよ。その議会調整の中で質問、意見なり答弁の調整がされておるといいうことが、批判的に書かれ

ておりました。が、基本的にはそういうことだと思ってずっと考えて、この議会の基本条例が作成する段階から質問議員に提出するものとするということ、答弁書を、という書き方については、それはやっぱり違うんじゃないかなということ考えて、努めるものとするということで折衷案が成立したということだったというふうに思いますし、その部分については、私はそれぞれの学者さんやきょうの新聞等で、それから小池百合子東京都知事も最初の就任の質問のやりとりでは、事前の調整がなくてよかったという言い方もありましたが、やっぱりそういうことなんだろうなというふうに私はずっと理解、受けとめて今まで対応をしてきておるつもりでありますので、そういう意味では答弁書も事後に出ておったということについては、僕の認識の中では、それは通っておったというふうには理解をしておりませんでした。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） えらいしつこいようで申しわけございませんけども、特別委員会の委員長と副委員長とが6月定例会が終了後において協議させていただいたと思います。それ全員協議会の中で、委員長なり副委員長のほうから説明ございました。4点ほど、先ほど村長がおっしゃってるようなことを聞いて帰ったというふうに理解しております。その中で、小池百合子さんのどうだこうだちゅうやなことはありますけども、そんなことはよそのことですのでいいんですけども。要は、説明いただいたのが、みな議員が共通の認識して持ってるのが、この場でも述べてきたように、メモはつくるが当日登壇してから内容を変えたりすることはしばしばある。それは当然のことでしょう、思います。紙ベースで出してしまうと内容が先行してしまい、誤解を招きかねないというのが一つ、説明をそういうことで受けたということでございますし、それから事前に答弁書を渡すと学芸会、さっき村長が言われたとおりでございます。学芸会と呼ばれかねないと、議会改革と逆行するものと考えます。学者もそのように論じている。これは一部はそのとおりのかもしれません。だから村長も答弁はそのとおりの読みかたじゃないわけですから、議員の質問によっていろいろ内容を変えながら答弁されると、私は思います。

要は、この以上の点から合計4点ありますけど、以上の点から答弁書を作成して事前にお渡しするということについて、現在はそのような状況にないと考えると。これは、そもそもが執行部と議会との議論を深めようかということでの話でできた条文でございますけども、やはり無理があるようなことは言ってもいけません。けども、事後に出ていたものが、それも出なくなったという現実があるわけですね。ですから、お聞きするんですけど、紙ベースで出してしまうと内容が先行してしまい誤解を招きかねないという説明を受けとるようですけども、誤解を招いたようなことがありますか、今まで。あるいは、誰が誤解するのか。議員が誤解したら、村長も訂正



されたらどうですか。修正されたらどうですか。私このように思いますけど、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 内容でそういうことを言ったということもあろうかと思えますけれども、議論を深めるために紙ベースで出すということではないような気がしております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ちょっと、もう少し検討してもらいたいなという、実は私は思います。村長、学芸会と言われましたけども。

○村長（石 操君） それは新聞報道。

○議員（8番 井藤 稔君） 学芸会と言われたのは、誰でしたでしょうか。

○村長（石 操君） けさの新聞報道であったのではないのでしょうか。新聞報道でもありました。きょうの日本海新聞で、たしかそういう表現が使ってあったというふうに見てますので、それは何人かの方がそういうことをおっしゃっていらっしゃるということも事実かというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） また見といていただきたいとも思いますけども、この学芸会と言われたのは、鳥取県の知事をしておられました片山さんの造語です。これにつきましては、本人もきっちりこういうことで、これは見られたこと、多分、村長読んどられるかもしれませんが、「自治体自立塾」という、片山善博ということで出しておられます。これは、村長、総務課長、読んどられますか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 内容を深く見たわけではありません。片山さんの持論もわかるわけですが、僕からすれば、片山さんは右と左をはっきり決められる考え方をお持ちだなというふうに思っていました。住民を抱える、知事をしていらっしゃいましたので、2期していらっしゃいますので、すばらしい鳥取県の行政を行政改革をされたわけでありますので、その点については評価を、評価と言うと大変失礼な言い方ですけども、すばらしい成果を残されたというふうに思っていますけれども。それはそれは厳しい御意見でありました。単独存続を住民が投票で決めたという報告を知事さんに、当時の議長さんと行かせてもらいました。誰とどんな形でやるのと、税制はどうするのということもありましたし、議会をやめてしまいなさいみたいな話もありまして、それはあんまり極論だなというふうに言われまして、日野郡は郡民会議というのを片山さんがつくられましたけれども、そんな論法を展開される方でしたので、うちげにそれはなじまん

というふうにそのときは持って帰りましたので、片山さんの論理はそういうことであったかなというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） そのように、いろいろ人によって理解の仕方はあろうかと思えますので、あながち。村長がそういうふうに考えられたということで。しかし、もう一回これをよく読んでいただきたいと思えます。それから、今ホームページなんかでも出ておりますけども、少し前に機能不全の地方議会ということで、日本経済研究センターの研修主幹の斎藤さんという方がおられるんですけど、この方との対談がホームページに出ておりますので、このあたりも見ていただきたいと思えますけど、片山知事は決してそういうようなことを言っておられません。要は、読もうが何しようがいいんだけど、そこでの議会での議員が質問する。それに対して村長が答弁する。それについて、後、何もないじゃないか。学芸会と、小学校や中学校の学芸会と一緒にじゃないかと、それからの進展がないじゃないかと。議会はもうちょっとしっかりする必要がないかということでおっしゃっています。

それで、ならどうするかということ考えられたのが、前からあったあれかもしれませんが、質問して首長が答弁されたことについては、先ほどの前の議員の質問でも、検討してみますわということをおっしゃいましたけど、村長は。言われたことについては責任をそのかわりと。俺が言ったことには責任とる。だから、自分は言ってもらいたいことの項目だけでいいと。あとバックデータは持ってこいと。自由にしゃべられますよね。今の、多分、知事もそうだと思いますけど。けども、その後執行部のほうは大変なんですよ、だから。俺が約束したことはすぐに全部上げてこいということですから、それでもって次の議会までにどうなったかということ、だからやるべきことをやとられます。それで、ちょっとほかの質問もありますんで長なったらいけませんので、一つお願いしたいのは、今、これですよ。2016、議会改革度調査の2016、今、北川さん、元知事、早稲田のマニフェストのいわゆる主幹しとられる、研修所の主幹しとられるということを言いましたけども、この中でも、先ほど村長もおっしゃいましたけど、最初の答弁で。いわゆる情報共有と、それから住民への住民参加、それから議会の機能強化、この3点について評価されとります、これはね、この議会改革度調査はね。残念ながら日吉津村議会は最近回答してないというほうにちょっと聞いておりますけど、そのあたりも見ていただいて、やっぱり村長おっしゃるように議会だけが改革しとったってつまらんわけです、議会も行政も一緒になって同じ方向へ向かってやるべきことはやっていかんやいけんと思えますので、一つ改善検討をよろしくお願ひしたいと思えますけども。この情報共有の関係についてですね、検

討していただいてと思いますけども、村長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 情報共有というところのことを改善検討をということでありますけれども、前段のほうの議論のあった一般質問に対するやりとり云々ということでは、よその自治体もしたりされだったりというところがありますので、そのところはそれぞれがやっぱりこの場でしっかりと議論をしていくということでは、前段に答弁の様子が配付されておるといようなことになったときの村民の反応を考えたときには、それでよしということにはならないだろうというふうに私は思ってますけれども、改めてそういう御提案があったということでありますので。世の中の動きがどういうことなのかなということは、見きわめてみたいなというふうに思いますけれども、けさの新聞でもそんなような報道でしたので、ここに立って御答弁をするまでの間は、やっぱりこの方向でいいんだろうなというふうに思ったところでありますので、そのような答弁をさせていただきまし、その情報共有について検討を、改善方の検討をするという具体的な中身については、はいと言うわけにはいかないのかなというふうに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） しつこいようですけども、要は、村民参加の村づくりということを使うのであれば、やはり議会でのやはりやりとり、議論というのは大切だと思いますし、またそのやりとりについても生きた情報ですか、事後フォローのあるような生きた情報がやはりやりとりされんと、やはりいいものにならないんじゃないかなという、私自身は考えるわけでして、そのあたりは、答弁要りませんが、再度考えてみるということですので、よく検討してみたいと思います。今のような状況では、議会不要論が出てきそうな感じがしますんで、よろしくをお願いしたいと思います。答弁は要りません。

2点目に行かせていただきます。広域行政に関する基本的な姿勢であります。村長も先ほど言われましたように、国保の関係、介護の関係、それから清掃の関係ですか、環境の関係。ちょっと表現は、言葉を忘れてようあれしませんが、いろいろ本当に広く広域、行政やられとるわけです。今回質問させてもらったのは、たまたまこういって高規格道路のありましたんで、要は、ちょっと心配でありました。村長が多分、こういうことを言っちゃあ失礼なんですけども、多分、村長が急遽全員協議会の前に出てきてお話しいただいたのは、村長もびっくりされたんだろうなと、急に出ましてね。まず、忘れもしませんが、村長が後、確認されたんですよ。あれは両市長の報道に対するリップサービスだったって言われたのは、まんだに忘れませんが、だから、そういうことじゃやっぱりいけんという感じがします。やはり一步踏み込んでこうい

うのは、広域これからどんどんやっていかにゃいけんわけですわね。先ほど村長が言われましたように、鳥取県との、架橋の関係ですよ。あれなんかについても、本当に米子市議会と安来市議会ですか。あるいは境も入っとるか知りませんが、そういうやなことでも、どんどん動いとるわけですし。それから、そういうこともあって議会基本条例の中でも、広域行政に議会のほうも関与していこうということで1条新たに設けました。これは条例の指導をいただいた教授のほうからも、これは非常にいいあれだということで評価いただいとるわけですし、やはりあわせてやはり行政も議会のほうも両方、やっぱりそういうことで広域的な検討をしていく必要があるかなという気がしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、本当にこれのできふできちいますかね。広域行政に対する視点ちいますか。これ、この定例会の開催のときにも村長のほうから説明ありましたが、地方創生なんかにしても広域っていうのが2つほどありましたよね。それがうまくいっとるから多分人口もふえとるんだらうかと、私は解釈するようしていますけども、そのあたりやはり地方創生、日吉津の創生じゃないかということはあるんですけども、そういう広域な検討が必要なことはどんどん出てきますので、ひとつこのあたりもう一步踏み込んで、後からしまったなというやなことを言っとなっていきませんので、できるだけ最初から絡んでいくということが、私は必要じゃないんだらうかと思ひますが、そのあたりについて、村長の考えございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 全協でリップサービスなどと言ったというようなことでありますけれども、ここは公の場ですので、市長さんが、2つの境と米子の市長さんが首長としてその方向を合意されたということですので、冒頭の道路事業のあり方については地域の現状や問題点、まちづくりの方向性の議論が前段にあるべきだということと言ったところであります、それは私の考えであります。そのそれぞれの市長さんが合意されたということですので、部下職員はそれに従って、首長の発言やその方向性に従って、しっかりとした議論をしていくその方向性を市長に提示するということが大事だというふうに思っていますし、市長さんは、いわゆる市長として市民の皆さんにしっかりと意味合いを説明しながら、住民の皆さんの、市民の皆さんの御理解を得た上でのことになっていかなければならないというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） この件につきましては、今回資料要求させていただきまして、本当にいろいろな広域行政に関する件で、実はどうなっとるだらうかということがありまして資料

をいただきました。この中でちょっと気になった、ちょっと違うんじゃないかなというのがありました。と申しますのは、県主催の国民保護訓練、日吉津村としても今後参加していきたいということがありました。これについて、どのように今後なっとるんだらうかということで、県主催の国民保護訓練に日吉津村が参加した状況のわかる資料があったらということでしましたら、8月19日に国民保護図上訓練が開催されたが、県独自訓練のために参加しなかったという回答をいただいたと思います。これは村長見ていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） やられるということでは理解をしておりましたけれども、それは県のレベルの訓練だったというふうに理解をしております。町村を巻き込んだ訓練でもなかったような報告を受けております。

それから、関連があるか、多少蛇足になりますけれども、きょう12時半から我が村ではJ－A L E R Tが非常通信を流しますので、そのことを申し上げて、関係の部分については総務課長が答弁いたします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほども村長が申しましたように、県の分についてはもともと参加予定ではなかった分ですので、参加しなかったという書き方をさせていただきました。県の方も図上訓練を行ったり、この間琴浦のほう为国と県と行ったということもありまして、今後、国、県、それから市町村を交えたそういう訓練が行われる場合には参加していきたいというぐあいに考えておりますので、それがいつになるかということは、西部市町村との協議も含めながら、また参加していきたいなというぐあいに思っております。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 先ほど申しましたような、参加しなかったということですが、先ほど、今おっしゃったように、琴浦の訓練なんかは、こういうことで大きな新聞記事で出とるんですよね、これが。これどういう書き方しとるかっていったら、琴浦が自主訓練しました。それでもって、内閣府と県もそれにあわせて図上訓練しましたというような内容ですよね。だから、事さように、それぞれの自治体が主体になってやろうと思えば、県やあれも協力してくれるんじゃないだらうかという思いで、私これ見ました。ですから、参加なしじゃなくて、参加できるのはいないか。幸い来年の2月に全国訓練もあるようですけれども、その前に1つぐらいはやってやろうかという気持ちになって、訓練していただいたらなと思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 県のほうにもしたい要望というのは出しておりますので、全県下19市町村ありますけど、今参加したいという意見を出してるのは西部では南部町とうちとか、あと何件かあったと思いますけど、ぜひそういう訓練をしていきたいというぐあいには検討しておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。北朝鮮の状況、事さようにこんな状況ですので、これみんなが知ることです、どうしたらいいだろうかちゅう、みんな考えとると思いますので、ひとつあらかじめやっていたら、やはり万が一のときには、あっちゃならないことなんです、万が一のときにはそれこそ心づもりができておりますので、全く違ったあれです。先般も、先ほどもありましたように、襟裳岬の上のほう飛んで太平洋上に落とした大陸間弾道弾 I C B M についても、2,700キロぐらい飛んだんですか、飛んだようなんですけども、これなんかについても本当に住民の人は急に鳴って、何だったんだろうかっつってテレビのインタビューに出る人が非常に多かったふうに見とります。そういうことですので、ひとつぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後になりますけど、カンゾウの関係についてさせていただきます。事業継承ができるか否かということなどがあつたようですし、事業の継承についてはどうにかならんじやないかという目安をしておられるということなんですけども、やはりこれは事業継承されるとしたら、新たな事業契約になるんでしょうか、どうでしょうか。あるいは、同じように個人の方との契約になるんでしょうか。このあたりについて、見通しを持っておられたらひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 井藤議員の御質問にお答えします。

事業継承の件なんですけれども、景山家と、あと景山さんと一緒に栽培のほうを携わってこられた方と御協議いただきまして、それぞれにお気持ちをお聞かせいただいたところなんですけれども、その際に、県のほうも同席しておりまして、事業の継承については新しい方がされるということになった、御家族以外の新しい方が実施されるということになった場合、そのように継承できるような形で配慮いただけるというふうにご返事をいただいております。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。ぜひ、継承できるっちいますか、あわせて、やは

り同じようなことも場合によっては故人となった場合にはありますので、そのあたりも考えながらひとつ進めていただけたらと思います。先ほど村長から事業内容等についても非常に大変な事業だなという感想を述べていただきましたので、大変かとは思いますが、この事業の、やはりどうだこうだ言っても主体はお亡くなりになった景山議員に間違いのないわけですし、景山議員がもともとが一番それこそこれに精通しておられた方ですので、これが亡くなられとるわけですので、それは事業計画の練り直しも含めまして、事業がうまくいくようにひとつ検討いただければと思います。

細かい点になりますけど、ちょっと聞かせていただきたいと思いますが、6月議会のときに私も質問させていただきました中で、事業継承のことをはねましても、例えば販路の確保の関係、それからコストの関係、それからこれはまだ除草剤が開発されていないということでしたけども、またその他もろもろいろいろ事業が大変だということについて、私もその当時話をさせていただいた記憶がありますけど、このあたり、だんだんに問題解決してるんでしょうか、どうでしょうか。もしわかれば答弁いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 問題点については、これとって解決ってということではないんですけども、その後につきましても関係機関が集まりまして、協力体制をとらせていただくということで話を進めておる状況でした。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。だんだんにそのあたりは詰めたり、進めていっていただいておりますけど、ぜひうまくいくように、あるいは村の再生事業にぜひなるように御尽力いただければと思います。私も最後の6月議会の景山議員の一般質問、まんだに頭に残ってるわけですけども、本当に大変だったなという気はしております。最後には本当に村長にいろいろ、もう少しやってもらえんかということで、いわゆる職員の許容問題までたしか出てきったと思いますけども、もう少し親身になって対応してくれないかということで、本当に悲痛な叫びだったと私は理解しております。そういうことで、少なくともやはりこの事業がしっかりとやっぱり成功することが、やはりその故人の尽力にやはり応えることになろうかと思っておりますので、ひとつその点どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

最後に村長、その点についてひとつお言葉あればお願ひします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） この補助事業にのるまでのやりとりは、故人と結構させていただいたと、

担当者結構やったというふうに出ておられます。そういうことで、不幸にそんなことの結果になりましてですね、これをうまいぐあいに継承していかないけんというふうには思っていますが、県もそういう方向だということで、今、担当課長答えましたけれども、継承していくためのハードルはまだ結構あるなというふうには思っています。それを一つ一つクリアしていかねばいけないというのはかなりあるなというふうには思っていますけれども、でもあれだけのものが2年分が今できて、鳥大も仲間になったりしていただいておりますので、それをやっぱり、鳥大が仲間になっていらっしゃるということは、県としても支援をしていただくとということでもありますので、その方向で進めていきたいというふうには思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 本当に大変な事業だと思いますけれども、ぜひ成功するように御尽力いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で、8番、井藤稔議員の一覧質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここでしばらく休憩をいたします。

再開は、午前11時25分から行います。ちなみに、今、11時10分ですので、15分の休憩になろうかというふうには思います。

それでは、休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時25分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番、河中博子議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中博子です。

きょうは2つ質問したいと思います。1つは魅力ある情報発信をすることで村づくりを、2つ目は村独自の文化財を維持し、村づくりに活用しようというものです。

昨年9月26日に日吉津村の人口が3,500人を達成しました。打ち上げ花火までは上がりませんでしたけれども、村長は事あるごとに人口が3,500人を突破したことを、朗報、喜ばしい



こととして報告されます。村民がふえることはよいことで、悪いことではありませんが、これを肝心の村づくりにどう取り入れるかが問われていると私は考えます。村づくりは人づくりと言われます。新しく日吉津村民の仲間入りをされた方々が、村の一員としてパワーを発揮できる場づくりが必要です。そのしっかりとした計画があってこそ、初めて2060年、今から43年後に3,600人にする取り組みへとつながっていくのではないのでしょうか。

そこでまず、一昨年9月にスタートした地方創生総合戦略の中で、人口増の大黒柱として掲げられ、住宅ローンの利子補給制度など村独自の取り組みとして注目を浴びました移住定住支援施策、住むなら日吉津の2年間の実績をお聞きします。1、一戸建て住宅は何軒ふえたのか、2、そのうち利子補給受給者は何件か、また何%ですか。3、人口増はコーポがふえた影響もあると思いますが、2年間でコーポは何棟でき、部屋数は何軒か、また人数にして何人ふえたのでしょうか。4、最後に、この人口増が村づくりにどのようにプラスに作用したのかをお尋ねします。

次に、1年前、昨年の9月定例会で一般質問いたしました、平成12年から放送が始まったひえづ113チャンネルの貴重な映像をデジタル化し、村の財産として永久保存にと要求した件ですが、進捗状況はどうなっていますでしょうか。

3つ目です。昨年、村のホームページを更新した際、プロモーションビデオを組み込んで視聴できるようにするということがでしたが、いまだ実行されていません。全国的に移住定住促進や観光振興を目的としたプロモーションビデオが、各市町村でつくられています。その現状を踏まえ、村として今後の方針はあるのかをお聞きします。

次に、2つ目のテーマ、村の文化財の維持と活用について伺います。日吉津よいとこ一度はおいで、住むなら日吉津、子育てなら日吉津とうたわれます日吉津村を持続可能にするため、村特有の文化を大事にし、活用することを考えませんかという質問です。ことしの花火は30分間絶え間なく打ち上げられ見事だったと、近隣の方からもお褒めの言葉をいただきました。一昔前は各自治会が練習を重ね、地域対抗の気構えで臨んだ盆踊り、花火大会は形を変え、今は自主的に踊りの輪をつくる形になっています。日吉津のかんど踊りは、ルーツはよく知りませんが、普通の盆踊りと違って特徴のあるふりが好きで、私もよく踊ったものです。少し古い話になりますが、平成9年に開催されました夢みなと博では、白地に青の爽やかな模様が入ったそろいの浴衣が新調され、披露されたことを覚えています。もう20年も前のことです。その後、民舞踊によって維持されてきましたが、いつの間にか踊られなくなってしまいました。最近、村内の夏祭りで踊られるのは、かンドの踊り手を広げる意味で大変喜ばしいことですが、もう一段グレードアップしてはどうでしょうか。かつてのかんど踊り保存会のように、村外のイベントにも派遣できるか

んど踊り専門チームをつくって日吉津の文化をショーアップする、そういうことが必要だと思います。しかし、これは自然発生的にはできませんので、歌い手も含め、目的を持って取り組まなければなりません。かんど踊りは村の貴重な文化財です。もう一度、村無形文化財の保護活用の観点で維持、発展させたいと思いますが、当局としてどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

最後に、4月に文化財指定を目指して行われました蚊屋島神社の調査結果はどのようなものだったでしょうか。以上、よろしくお願いいたします。

なお、答弁によりましては、再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問の内容は、魅力ある情報発信と村づくりということで、村づくりは人づくりが大切だということで河中議員おっしゃったところではありますが、同様な考えを持っておるところで、村民の皆さんがなければ、またそのリーダーを務めていただく方などで参画と協働の村づくりをしていくことが大切だなというふうに思っております。

質問の具体的な個別の内容につきましては、2年間で戸建て住宅が何軒で人口がどれだけふえたのかということでもありますけれども、いわゆる地方創生総合戦略の2年間の実績ということでお尋ねでありますので、住宅でいいますと27年、28年度の2年間で37軒の新築がっております。うち、村内からの転居が12戸だということでもあります。村内移動を除いて、人口が84人ふえたということでもあります。それから、利子補給の受給者は何件かということでもあります。平成27年度6件、28年度12件で、計で18件ということ、パーセントにすれば48.6%の新築住宅に対する割合が出ておることになるかと思えます。それから、コーポの部屋数が何軒分ふえて何人ふえたかということでもあります。7棟建っております。部屋数にすると34部屋、34世帯分ができたということですが、現在27部屋に入居されております、27部屋である。人口が44人ふえたということでもあります。

人口増が村づくりにどうプラスに作用したのかということでもあります。我が村では従来から地方創生、それ以前から早い段階から子育てを支援するということに力を入れてきたわけございまして、子育てしやすい村として認知をされておるというふうに思っております。若い世帯が、若い子育て世代が転入をしてきていただいておりますので、子供さんの出生数が少なくなっておる日本の現実からすれば、人口がふえたほどの子供さんの数はふえませんが、それでも子供さんの数がふえておることや、子育てしやすい村ということで日吉津

版のネウボラなどということで全国版に取り上げて、ネットでも取り上げてもらったりしましたけれども、子育てしやすい村としてメディアがそんなふうに捉えてくれたことによって、村からのそれこそ情報発信といいますか、村に転入していただく選択肢としてお使いをいただいとるので非常にありがたいことだなというふうに思っております。子供さんの増加は、多少村内では地域によってばらつきはありますけれども、自治会の活動やイベントへの参加など、元気で活力のある村として活性化をしているというふうに考えております。それはそれは、この夏のそれぞれの自治会の盆踊りの様子などを、全部ではありませんけれども、見させていただいたところでは、やっぱり子供さんが元気にイベントに参加していらっしゃる姿を見ると、やっぱり地域の活力というか元気を感じますので、やっぱりこういう地域であり続けなければならないなというふうに思っておるところであります。

それから、次のひえづ113チャンネルで今まで放送した古いVTRテープをブルーレイに変換して、データベース化する事業の進捗状況でありますけれども、映像の保存ということでアーカイブス化ということでございますが、その進捗状況は、平成12年からひえづチャンネルがスタートしておりまして、23年度までのデジタル化まではビデオテープによる編集が約500本あります。ビデオで編集されたものが500本あります。村の貴重な姿をおさめたビデオテープが劣化し、また古い再生機が使えなくなる前にデジタルデータへ変換し、ブルーレイディスクへ記録し保存するために今年度の事業として河中議員から御提案があったということでもありますので、今年度の事業で実施をすると、ブルーレイディスクに保存するというところでございます。アーカイブス化は外注をすると、外に発注をするということで、5月から7月末までの期間で契約をして、作業は完了をして、映像データを記録したブルーレイディスクとともに内容を詳細に記録した記録簿が納品されております。また、ブルーレイディスクから簡単に昔の映像を編集機に、御案内のとおりでありますけれども、取り込むことができるということで、編集作業においても効率化が図れておるということで、これによってビデオテープの記録が将来にわたってディスクに変えられたということですので、保存が確実にになったということだと思っております。

それから、プロモーション動画を入れるということも予定をしておるわけですが、これからの作業になりますけれども、ホームページを更新した際に動画も載せられるようになったところでもありますけれども、どのような動画を載せるのかは今検討中だということで、これからの作業になります。

それから、地方創生事業のうち、西部地域振興協議会の広域連携事業で移住定住事業をしたわけでもありますけれども、西部地域市町村の動画を作成ができたというものがありますし、動画の

内容ですが移住体験者に豆腐づくり体験、新鮮市場での食体験等を通して日吉津村などの魅力を伝えるものであります。今後、日吉津村の紹介部分の動画をホームページに張れるよう検討をしてみたいというふうに思います。

以上で、魅力ある情報発信と村づくりという項目の質問についてのお答えとして、2番目の村の文化財の維持と活用については、教育長に答弁を求めていますので、教育長から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 河中議員の一般質問にお答えいたします。

日吉津かんど踊りの維持、活用についてのお尋ねでございます。御存じのとおりかんど踊りに関しましては、日吉津村史下巻の盆踊りの記述の一環として、かんど踊りの歌詞等々が紹介されているところでございますが、そのほかにも県の鳥取伝統芸能アーカイブスに、自然で流れるような手足の動きがゆったりとした踊りとして、日吉津のかんど踊りが紹介されているところは御存じのとおりだと思います。また、先ほど河中議員も御指摘のとおり、平成9年夢みなと博覧会が開催された際、かんど踊り同好会として出演され、その後も各イベントでの出演があったというふうに聞いておりますが、現在、その同好会は解散なさっているというふうに認識しております。

盆踊り、花火大会に関してでございますが、ことしの盆踊り、花火大会におきましては、小学生、中学生が踊る姿も見られて、昨年よりはちょっとにぎやかだったかなというふうに受けとめておるところでございます。小学校におきましては、子供たちを対象に夏休み前に盆踊りの練習を、踊りの練習を行っております。毎年日吉津音頭の練習のみ行っておりましたが、ことしはかんど踊りの練習も取り入れてくださいました。このような練習が今後も継続できるようにしてまいりたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、村民の大切な交流の場、それから文化を発展させる場としまして、盆踊り、花火大会が継続されていきまして、日吉津音頭、かんど踊り、関の五本松、ことし、加えて「ひえづのうた」がありましたが、そういう歌や踊りを今後とも継承できるようにしていきたいと考えております。これも河中議員が通告のところに書いていらっしゃいますが、小さいときから自然と踊りの輪の中に入って、かんど踊りの輪が村民全体にかつてのように広がっていくことが望ましいと考えているところでございまして、そのような形で継承できるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

2つ目の蚊屋島神社の調査についてでございます。鳥取県の和風建築物をまとめた冊子であります「鳥取県の近代和風建築」によりますと、蚊屋島神社の拝殿主体部と小規模の本殿は149

年前の明治元年1868年に建設され、拝殿、向拝及び本殿が拡充されたのが114年前の明治36年1903年であるという記述がございました。村も県も蚊屋島神社の建物に関しまして、国の登録有形文化財建築物の指定を目指しておるところでございまして、県文化財課の指導を受けながら平成25年、先ほど申しました冊子「鳥取県の近代和風建築」をもとに資料を作成いたしまして、文化庁の調査を受けたところでございました。その際に、建築年に差異があるのではないかと、違ってるのではないかとという指摘を文化庁から受けたところでございます。

そこで本年4月20日、21日と2日間かけて、その近代和風建築の調査員でありました京都工芸繊維大学の清水教授が、県の依頼を受けて再調査を実施されました。調査現場での教授の見解は、本殿が209年前の文化5年1808年、そして拝殿におきましては184年前の天保4年1833年に建てられたのではないかとということでございました。現在、そのような清水教授の調査の成果をまとめていただいているところでございます。この成果報告書をいただいて、文化庁のほうに提出することになろうかと思えます。そして、その報告書を受けまして文化庁が、今後ですけれども、この11月ごろに現地調査をされて、来年の2月ごろに県から国の文化審議会へ申請、諮問を行います。そして、国の文化審議会の答申が3月に出されて決定していくという運びになるのではないかと、11月以降の日程を想定しているところでございます。そのようにして、来年の3月には登録が実現しますように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、河中議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 再質問、少しさせていただきます。

人口増につきましては、2年間で一戸建て住宅が37軒、それからコーポが7棟の建設があったというのには、この数字には驚きました。それから、人がふえたことによるプラス効果なんですけれども、子育てしやすい村として認識が広がっていて、若い子育て世代の方が村に入ってきてお子さんもふえて、それから自治会やイベントにも参加しておられて活性化しているという評価をしているということでしたので、今後の村づくりに大いに期待できるのではないかと思います。

地方創生は当然御存じですけれども、ただ単に人をふやせばよいというものではなく、その結果として日吉津村を持続可能にするために、村政への参画と協働をふやし、理解と納得の村政運営を図るべきだと考えていますので、今後もその方針で進めていただきたいというふうに思います。

それから、ひえづ113チャンネルの古いテープのデジタル化なんですけれども、完了してよ

かったです。昨年も本当に心配して申しましたけれども、本当に技術革新というのは進んでおりまして、せっかく持っていてそのままにしておきますと活用できなくなって、宝の持ち腐れになるところでした。本当に御苦労さまでした。

さて、プロモーションビデオをホームページに載せることについてちょっと伺います。私は移住定住につきましては、以前から西部地域の過疎に悩む中山間地域から日吉津に人を移動させるのではなくて、人口密度の高い都会からIターン、Uターンを考えるべきだと提言してまいりました。そのためにも、ネット配信による村の移住定住施策とそのプロモーションビデオ、動画は重要な役割を担っていると考えています。ちょっとした例ですけれども、先日、東京のある人から、かわいい動画を見つけました、こんな祭りもあるんですね、編集がおしゃれとあってメールで送られてきた動画がありました。見てみますと打ち上げ花火の連発で始まっていて、おや、江尾十七夜かなと思って見ていましたら、やがて十七夜というタイトルが出て、やっぱりそうだと興味深く拝見しました。確かに、とてもおしゃれにつくってあるのです。といいますのは、もっともらしく十七夜のいわれを説明するでもなく、メーンの踊りを見せるのでもなく、かすかに聞こえるBGMに乗せて人の往来や金魚すくいなど、祭りの風景を淡々と紹介している3分程度の短いものでしたけれども、都会の人の目にはふるさとを思い出させるような新鮮なものに映ったのではないのでしょうか。日吉津版のこういうものを村のホームページで発信していただきたいのです。ちなみに、先ほどの江尾十七夜はユーチューブに投稿されたものでした。いかがでしょうか、せっかくホームページでアカウントされているわけですから、それを使わないというのはもったいない気がします。この点について、改めて考えをお尋ねします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 河中議員の御質問にお答えします。

議員言われますように、移住定住ということで特にIターン、Uターンというところでは、村を売り出すっていうことは大切だというぐあいに思っております。村にも113チャンネルがあって、四季折々のデータもあります。いろいろなことを考えながら、村に来てみたくなる、住んでみたくなるような動画について、協働推進室の担当とも今後打ち合わせをしながら、早いうちに動画が配信できるように努力してまいりたいと思います。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） ぜひ本気で取り組んでください。老婆心ながら申し上げますけれども、昨年、中海テレビで放送されました、住むなら日吉津のPRビデオを流そうかというふうにも思われるのであれば、大都会のほうへのネット配信にはちょっと不適當ではないかなと思

います。

それから、先ほど村長もおっしゃいました西部地域の協議会で何か動画を、PR動画をつくったということで、日吉津村の部分が紹介できないかということを考えてとおっしゃいまして、何か豆腐づくりとか新鮮市場の試食をしてということが果たしてネット配信に対応できるものなのかなと、私はちょっと疑問に思います。それと、いきなりその日吉津の部分を使おうと、使ったとしてもそこ、それを張りつけても見る人はわけがわかりませんので、もしそれを、これでもちょっと使おうかということであれば前後に枠をつける、そういう編集が必要になってきます。ぜひ、本当に、まあ、基本的には関心のある村民の人も交えた数人でプロジェクトのようなものを組んでやったほうがアイデアも出てきていいと思います。幸い間に合わせたように昔の映像もデジタル化されて安心して使えるようになりましたので、これも強い味方になってくるのではないのでしょうか。今の情報社会に向けて、ぜひ一日も早く実現できることを期待しています。

次に、かんど踊りについて再質問させていただきます。私が一番伺いたかったのは、継続していきたいということですが、今踊られなくなっているそれを、そういうきちんとした保存会のようなものをつくる気持ちはありませんかということをお伺いしたかったのです。継続していくことは確かに大事ですし、ぜひそうしていただきたいと思いますが、この旗集まれといってリーダーをとるものはありませんと、とにかく盆踊りだけ集まってかんど踊りしようやなんていうようなことでは日吉津村の文化としては私は言えないと思います。少し話がそれるかもしれませんが、先ほどの江尾十七夜は、米子がいな祭りと一緒に西部地区を代表する夏のイベントで、この日は江府町の人口が4倍に膨れ上がると言われます。昔から盆踊りなどは庶民の一番の娯楽でした。人が集い、ごちそうを食べ、酒を酌み交わしながら歌い踊り笑う、終わったらともに1年後の再会を約してまた頑張る、この繰り返しで地域の伝統をつくり文化を育てていくのだと私は思います。このように祭りは村民同士の交流を深め、村づくりの重要な一つのメニューとしての役割を果たしていると考えます。そのためにもかんど踊りを維持活用していく必要があると私は思うのです。盆踊りで輪になってみんなが踊るのももちろん大切ですが、日吉津村の外部で公演のできるかんど踊り専門チームを立ち上げ、例えば江尾十七夜で披露して日吉津村との文化交流を行うなど、今後考えていく必要があると思うんですが、こういう意味での考え方をお聞きします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 非常に斬新な御提案でございます。まず、かんど踊りに関してでございますが、6拍を基調とした音楽と踊りということで、その部分は特徴的なのではないかとい

うふうに考えております。じっくり聞きますと、「ヤンハートナー、ヤンハートナー」というところが4拍4拍で8拍です。その次に語りの歌が4拍ありまして、「アラドッコイショ」が2拍でございます。というふうに、その後は8拍が時折入ってきますけども、6の2倍というふうな形で、3倍、2倍というふうな形で音楽が構成されているところでございます。この特徴がですね、かんど踊りだけのものなのか、この歌詞を歌っていくとそうなるのかというあたりはまだちょっと判断できないなというふうに思っておるところでございます。他の踊りの歌との違いとか、そういうことをまだ検討しておりませんので、その辺はちょっとわかりかねるなというところでございますが、今すぐその保存会を立ち上げて、おっしゃるような形でスタートするということにはちょっと今、まだ考えが及んでいないところでございますが、御提言を受けて少し研究してみなければならぬかなと考えておるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） ぜひ考えていただいて、確かに6拍子で日吉津村はちょっと違うんです。この近隣では大篠津にありますけども、これは全く違うかんど踊りです。踊りが違います。だから、本当に特徴的なものなので、もう一度立ち上げて保存して、ちっちゃいときからとにかく体で覚えるというふうに、そういう文化をつくっていただきたいなと、そういう指揮をとっていただきたいと思います。

先ほど教育長が村誌の下巻に書いてあるって言われましたけれども、私は今回あの日吉津村のかんど踊りのルーツは何だろうかと思って、昭和61年に編さんされたものを開いてみましたが、かんどという盆踊りのかんどというところで、口説きを発展させたものであると書いてあるのみで、具体的な村独自の具体的な説明はありませんでした。それでやっぱり何か手がかりはないかとインターネットを開いてみましたら、先ほどおっしゃいましたけど、鳥取県の伝統芸能アーカイブスの中に日吉津村のかんど踊りとして、由来と、それからステージで踊る様子が動画で紹介されていました。そのときに、ああ、そうだったんだと思ったんですが、この鳥取伝統芸能アーカイブスに掲載されていますアーカイブスの原稿、それから動画、それは教育委員会として保存していらっしゃるんですか。いかがですか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 河中議員の御質問にお答えします。

このアーカイブスが登録を始めたころが、平成19年ごろにどうも県のほうがこれを編集し始めたということでありまして。先ほど言われました動画なんかも見たりはしていますが、このデータ自体が残ってるかどうかというこの御質問ですか、ちょっと調査をしていませんので確認



はしたいと思いますが、多分、こちらで撮ったのか県のほうで撮っていただいたのか、そこら辺からの確認となりますので、調査をしたいと思います。このステージは村ではないと思っていますので、ステージ上の広いステージで撮っておられますから、ちょっとそこら辺は調査をしたいということで考えています。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 日吉津村として、こういうものがちゃんと載ってるわけですから、ぜひ調査をして、それこそ村のホームページに載せていくというようなことだって考えられると思うんですね。大げさに考えるのではなくって、アカウントに張りつけていくということは、そういうちょっとしたことをやっていったほうがいいんじゃないかと私は思います。村づくりにしましても文化財保護にいたしましても、口では簡単そうに言えますけれども、いざ実行するとなるとそううまくはいかないことも想定できます。でも、やらないといけません。例えば日吉津の移住定住メリットとしては、何点でも数え上げることができます。一つ、交通の利便性がよい、海あり川あり緑が広がる田園風景がある、環境がすばらしい、集客力を誇るイオンモール、J A アスパルがある。移住して家を建てると、条件をクリアすれば利子補給が受けられる、保育所は待機児童ゼロである。その上に、観光のメッカ大山へは車でたったの30分、鬼太郎ロードの境港まで30分、松江宍道湖まで30分、さらに縁結びの神様出雲大社までは50分など、ざっと考えてもこれだけのものがあるじゃないですか。さらに、この上に文化財の事業を加えますと、ますます魅力いっぱい行ってみたい住んでみたい日吉津村だと考えます。そういう日吉津村を全国に向けて発信することが移住定住者を引きつけ、村の活性化と持続可能につながる大切なことだと私は考えます。魅力ある情報発信で、魅力ある村づくりに取り組んでいただきますよう提言いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、河中議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで昼休憩に入ります。昼からは午後1時から再開いたします。御参集ください。

それでは、休憩に入ります。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島でございます。

質問に入る前に少し述べさせていただきます。核兵器禁止、廃絶に主導的な存在で中心となって運動してこられた谷口稜嘩さん、そして、土山秀夫さんが相次いで御逝去されました。被爆者関係者の皆様の深い悲しみを思います。この悲しみを癒やす間もない9月3日、北朝鮮は6回目の核実験を強行しました。被爆者が努力を積み重ねて、やっと核兵器禁止条約が採択されたのに、本当に許せないことであります。

質問に入らせていただきます。質問は3点です。初めに、平和な未来を築くためとして2点、村長に伺います。1つは、核兵器禁止条約が採択されたことについて、2つ目は、憲法9条の改正について。2点目は、就学援助費の前倒し支給について教育長に伺います。3点目、選挙有権者の意識把握について選挙管理委員長から伺います。

初めに、平和な未来を築くためということで、1つ、核兵器禁止条約について伺います。7月7日、国連会議において核兵器禁止条約が国連加盟193カ国の3分の2近くに当たる122カ国の圧倒的多数で採択されました。条約には、72年前、広島、長崎で被爆し地獄絵の中を生き抜いてこられた被爆者への思いが条約前文に込められています。前文には、被爆者の受け入れがたい苦しみと被害に留意し、核兵器全面廃絶を推進する担い手として被爆者の役割を明記、核兵器の完全廃棄がいかなる状況でも二度と使用しないと保証する唯一の方法であり続けると断言し、核兵器の開発、生産、保有、実験とともに使用の威嚇の禁止も盛り込まれました。しかし、唯一の被爆国である日本政府は、この歴史的国際会議に参加していません。条約の批准もしないと言っております。

ことしも平和記念式典が8月6日広島市で、9日は長崎市で行われました。式典後、両市において原水爆禁止2017世界大会が開かれ、私は世界大会広島での集会に鳥取県代表団約90人の1人として参加いたしました。日本各地、世界各国、後の報告によりますと22カ国95名、全部で2,000人の参加だったと聞いております。平和、命、暮らしを守る願いを一つに、非核平和の日本と核兵器のない世界を実現しましょうと、広島からの呼びかけの決議をいたしました。帰りに爆心地から350メートルの至近距離にあった、本川小学校の資料館を見学いたしました。この学校では、11名の教職員と400名の子供たちの命が奪われたそうです。私ごとですが、私の父もがんで亡くなりました。わしはがんにはならん、ならんっていうことを言っております。

て、その意味が初めはわかりませんでした。医師の言うことも聞かず、がんで亡くなった後、被爆者手帳を持っていたということを知りました。本当に驚きでした。家族には何も話していませんでしたので詳しくはわかりません。村内には、被爆手帳を持っておられる方、またその家族もおられるのではないのでしょうか。日吉津村では、日吉津村議会において、昭和60年6月26日、核兵器廃絶平和の村宣言の決議をしております。役場庁舎県道沿いに標柱を設置しております。この決議文には、日吉津村民は、国是である、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずの非核三原則を村是とすることを宣言するとうたっています。日本政府が国連会議に参加しなかったこと、条約の批准もしないことについて、村長の所見を伺います。

2つ目は、憲法9条改正について伺います。安倍首相は、9条に3項を新設して自衛隊を明記すると言います。その理由は、憲法学者の7割以上が自衛隊を違憲としているからということなのです。経済同友会終身幹事であった品川正治さん、2013年亡くなられておりますが、激しい戦争体験者であったと聞いております。品川さんは、戦争を起こすのも人間、それを許さずとめることができるのも人間、戦争は決して天災や地変ではない。9条2項は、21世紀的思想、今、今世紀の世界的課題は貧困と飢餓の解決であり、その最大の保障は、紛争を戦争にしないことだと生前国連で話されております。私は、戦争体験をし、5歳で終戦を迎えました。身内、親族で6人を戦争で亡くしております。最近、J-ALERT全国瞬時警報システムの試験周知がありますが、音や周知方法は違いますが、頑丈な建物に逃げるなど言われますと、まさに空襲警報ということを思い起こします。戦争体験者はまだ日吉津村にもたくさんおいでになると思いますが、どういう思いで聞いておられるのかなということを考えます。村長の憲法9条改正について所見を伺います。

次、大きく就学援助の前倒し支給について、教育長に伺います。3月議会で同様の質問をさせていただいております。就学援助費補助金交付要綱が今年3月31日一部改正になりました。この改正で、新入学児童生徒の入学準備経費を入学年度開始前に支給することができるようになりました。本村でも、来年度、30年度入学者からの実施を求めたいと思います。

次、2点伺います。小・中学校入学時の平均的な必要経費をどれぐらいと見ておられますでしょうか。

次に、30年度新入学児童生徒から入学前3月中に就学援助費を支給することをお考えにはならないかということ伺います。

次、大きく3点目です。選挙有権者の意識把握について、選挙管理委員長から伺います。公職選挙法が、平成27年6月、選挙権年齢が満20歳以上から18歳以上に改正されました。選挙

管理委員会として、本村若者の選挙に対する考えをどう捉えておられるのかお伺いします。そして、18歳以上選挙の意識調査をされたかどうかということもあわせお伺いをいたします。集計わかれば、それをお答えください。そして、直近選挙でどういう投票状況であったかということもあわせお伺いをいたします。以上、よろしくお伺いをいたします。

答弁によりまして、再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 三島議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、平和な未来を築くためにということで、質問の前段で被爆者団体協議会の代表委員の谷口稜嘩さんがお亡くなりになられたということでありましたけれども、谷口氏は、長崎原爆の被害者で被爆された方で「赤い背中の少年」ということで被写体になられた方で、反核運動を牽引しておられたお方であったというふうに思います。

それから、平和な未来を築くためにということで、日本政府が国連会議に参加しなかった、また、条約の批准もしないことへの所見ということと、憲法9条改正についての所見ということでもありますけれども、先ほどもありましたように、本村におきましては昭和60年6月26日に非核平和宣言をいたしております。また、被爆者が核兵器廃絶を求め、訴え続けた願いを実現させるためのヒバクシャ国際署名に、ことしの5月31日に鳥取県の平井知事が署名されましたことにあわせ、本村も核兵器のない世界を願って7月18日に署名をしたところでもあります。ことし7月7日に採択された核兵器禁止条約について日本政府の不参加への所見ということでもありますけれども、核保有国が参加しないという日本政府にもさまざまな事情があったのであろうと、それは唯一の核被爆国でありながら、苦渋の選択であったというふうに私は考えておるところであります。そういう意味では、政府の判断に対して村として意見を、国政の国の判断に対して意見を申し述べる立場ではないというふうに私は考えております。あわせて、憲法9条改正についても、まだ提案され議論が進んでいない状況もありますけれども、これこそ憲法9条改正については、やっぱり政府の方向もあるわけでございますので、村として意見を述べることではないと、今の段階でも特にないと、憲法9条改正については国民投票があるということで理解をしておりますので、今の段階ではそんなことではないと。いずれにしましても、地方自治体としては、自治体の首長としては、政府の政策に従って事業を展開してる部分がたくさんございます。制度運用等においては国の制度の中で地方自治体は運営しております。地方自治は自分たちのことは自分たちでやるという大きな原則がありますけれども、国全体の方向としては地方自治体も国の方向をちゃんと理解をしておくべきだというふうに考えておりますので、そのようなことで核兵器

禁止条例について国連会議に日本が参加しなかった、批准もしないということについての所見や憲法9条の改正についての所見については、その立場にないというふうに考えておりますので、御答弁とさせていただきます。2番目の就学援助の前倒し支給と3番目の選挙有権者の意識把握については、2番目が教育長、さらに3番目は選管の委員長ということで御指名でありますので、2番目の就学援助費の前倒し支給については教育長をもって答弁いたしますし、選挙有権者の意識把握につきましては、選管の委員長の出席がかなっておりませんので、選管の事務局長の高田総務課長のほうからお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 三島議員の一般質問にお答えいたします。

就学援助費の前倒し支給をというお尋ねでございます。1つ目の、小学校、中学校入学時の平均的必要経費ということについてでございますが、以前でもお示ししましたとおり、小学校ではおよそ2万7,000円、中学校で9万4,000円程度が必要であると考えられます。中学校の場合、入学後間もなく5月中旬からの夏服移行期に備えまして、夏服の購入代金として1万1,000円がさらに追加して必要になろうというふうに考えておるところでございます。

2つ目の、平成30年度から入学準備費を入学前3月中に前倒し支給したらどうかというお話でございます。これも御指摘のとおり、国が要保護児童の支給前倒しの指導も始めていることを踏まえまして、村が判断いたします小学校の準要保護児童に対する支給も同様に行いたいと考えているところでございますので、平成30年度から入学準備費を入学前の3月に前倒しして支給を行うよう事務処理を進めようとしてるところでございます。御理解をいただきたいというふうに思います。私からは以上でございます。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○議員（5番 三島 尋子君） 済みません、議長。

○議長（山路 有君） はい。

○議員（5番 三島 尋子君） いいでしょうか、済みません。先ほど村長のほうから選管の委員長は上がっておられませんので、課長からってということがありましたけれども、質問者に対して選管からの出席がないっていうことは聞いておりません。その点について私はちょっと、それでいいのかなっていうことを私自身捉えておりますので、その点もお願いいたします。

○議長（山路 有君） 村長、最初その見解をちょっと述べてもらってから総務課長、選管の事務局長にってもらうという形でどうでしょうか。

○議員（5番 三島 尋子君） 済みません、はい。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 質問の時間に入るかもわかりませんが、選管ていうのは、部局が行政の村長部局と違いますので、そのことを踏まえてこの質問が、言いますれば投票率とかそういうことについて軽いことだなんていうふうに解釈をされたかもわかりませんが、初めて選挙をする人ってということの把握っていうことを思ってさせていただいてます。ですので、何か勝手になってという言い方は悪いですが、何もしないにそういう、課長にさせるっていうことについてが納得ができないところです。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 選挙管理委員会の立場ではありませんので、先ほどの三島議員の質問に対して村長として公職選挙法の選挙有権者の意識把握などということには言及ができませんので、委員長がおらなければ局長が答弁をすべきでない、委員長に答弁を求めておると、見解を求めておるということでありますので、きょうは選管の委員長の出席がかなっておりませんので、そういう意味では局長としては、その新たな有権者の18歳以上に改められた有権者の意向調査やその集計や直近の結果等に対しては、選挙管理委員会でまとめられたものが持つておるというふうに理解をしておりますので、そのようなつもりでお答えをしたところでありますので、あくまでも選管の委員長の出席を求めて委員長にお答えを求められるということであると、準備が不足でありますのでその点はお断りを申し上げて、きょうはデータだけの発言、いわゆる局長からの報告にさせていただいて、機会を改めて選管の委員長に出席を求めて、この三島議員の有権者の意識把握についての選管の委員長としてのお考えを述べていただくということにさせていただければ非常に助かるかなということ、勝手を言わせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 私、思いますに、なぜ委員長が出席されなかったかっていうことはありませんし、されないのだからこういうふうにしていただきたいってということもありませんし、選管委員長の出向代理っていうのもおられると思います。そういう方も外してすぐぼんとかやってくるっていうことが、そのところの説明もないっていうことに不満です。納得がいかないところです。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 失礼します。事前に話をしないといけないということがちょっとわかりませんでしたので、一応こないだ9月1日に定時登録っていうことで選挙管理委員会を開き

まして、その際、一般質問が出てるということで委員長のほうに話をさせていただきました。ちょっと出れないということでありましたので、私のほうから、じゃあさせていただくということでちょっとお話をさせていただいたとこなので、それを事前にお話ができなかったということは失礼をしたなということでもありますので、御理解をいただきたいというぐあいに思います。

○議員（５番 三島 尋子君） 納得はいきませんが、進めてください。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 失礼します。それでは、三島議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

３番目の選挙有権者の意識把握はということでございます。公選法改正によりまして選挙権を有する年齢が満１８歳以上に改められたということは、議員御指摘のとおりでありまして、本村若者の選挙に対する考え方はどう捉えているか、それから、意識調査の実施があればその集計と、それから、直近選挙の投票状況についてということで御質問いただいております。平成２７年６月に公職選挙法の一部改正が公布されまして、昨年６月１９日に施行されました。施行が初めて行われました平成２８年７月１０日の参議院議員通常選挙から投票年齢が満１８歳以上に引き下げられたということでもあります。本村では、この選挙権年齢引き下げ時に若年層に対しまして、村広報誌への掲載、それからひえづ１１３チャンネルでの放送はもちろん、役場窓口にも１８歳、１９歳向けの投票を促すチラシを設置をしております。また、教育委員会が高校生に対する通知をされる場合にあわせまして、１８歳、１９歳は選挙権がある旨と、村外に住む学生であれば不在者投票ができる旨を記載したチラシを同封するなど、さまざまな啓発活動をさせていただいたところであります。ですので、施行後、短時間だったこともありまして、意識調査については実証しておりません。投票状況ですけれども、平成２８年の７月１０日の参議院議員通常選挙の投票率は、全国平均５４．７％でありました。うち１８歳が５１．３％、１９歳が４２．３％ということで、１８歳、１９歳の平均は４６．８％となっております。初回としては、一定の若者の政治意識の喚起に成功したと言われているところであります。本村の投票率は、１８歳が６３．９％で全国平均を大幅に上回り、政治への関心の高さがうかがえるのではないかとというぐあいに思います。また、１９歳も４７．８％と全国平均より上回っておりますけれども、１８歳に比べて若干低い結果となっております。これは、１８歳、高校が終わりまして大学進学等がありますので、住所を残したまま大学進学ということで県外へ出られた方もありますので、その影響があるのではないかと推測しております。いずれにしても、次代を担う若者に誰もが安心して豊かな生活が送れるよう、そして大いに政治に参加していただけるよう今後も啓発に努めていきたいというぐ

あいには思っております。

2 番目の選挙に対する意識調査実施の考えはということで、この結果を踏まえて今のところ意識調査の実施については考えておりませんが、今後、その実施につきましては検討しながら考えてみたいというぐあいには思っております。

以上で、三島議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） ここで議長から一言。今、同議員の言われることもごもっともであり、事前に同議員の了解を得るなり、そのあたりは執行部のほうで今後きちんと対応してほしいというふうに思います。

三島議員、じゃ、再質問ということで。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 村長の答弁に対して、とやかく言うことではありませんけれども、村長としての所見、所信でいいですか、それをお伺いをいたしました。ですが、答弁の中で、首長として国の方針でいいですか、施策に沿った形でやっていくってことであつたと思いますけれども、長崎とか広島とかその他の首長さんにおきましても、自分なりの考え方、そういうものを発信をしておられます。そういう中で私はもう少し、石村長としての考えというものが聞けるかなっていうことを期待しておりました。ですが、それが聞けなかったので大変残念です。そのことを申し上げておきたいと思っております。

それから、憲法 9 条についてであります。いろいろ今回の質問に当たって、調査してありますか、勉強してきました。その中で、私もそういうところに少しかかわってることがありまして、ふだん人には余り言っておりませんが、学習はしないといけないなっていうことで、やらせてはきておりますが、その経済同友会の品川さんの御意見とか戦争を体験した者から見れば、やっぱり紛争っていうのはあると思っておりますけども、戦争っていう考え方っていうのはもう全然違うと思っております。その中にですね、調べる中でですけども、元最高裁判事からですけども、判事の弁護士である濱田邦夫さんのお言葉をかりますと、沈黙せず、人に任せず、憲法の基本的人権を守るため、おかしいことはおかしいと生きた言葉で声を上げる行動をすることっていうことを語られております。私もまさにそうだと思います。これは何事にも通ずることだと理解をしております。人並みにっていいとは思いますが、その中での、やはり自分が持つ信念っていうのがあると思っておりますので、それはやっぱり出していくことだと考えております。そういうことにおいて、このことについても石村長としての考えを少しいただきたいなというふうにするわけですけども、いかがでしょうか。



○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） この憲法9条の改正、さらには核兵器の条約批准について、日本がそこに参加しなかったということについては、先ほど答弁でお答えをしたとおりであります。村長としての立場で、今そこの発言は控えさせていただくということを言いましたが、その前段で、どんな形で村づくりをしていくのかということでは、今目先の、目先といいますか、近い将来の村づくりをしていかなければならないということでは、なかなか政府の予算がつきにくい中で、政権の方向を考えながら、そしていわゆる住民生活にかかわる国の政策の我が村に導入をしていくという判断をしなければならないということでもありますので、そこを今優先をさせておるということでありますので、もうちょっと具体的に言いますと、予算が編成をされて、そのときに我が村がどんな形で村づくりを進めていくのかということで国の政策に対し、私はこういふことで、うちの村をこうつくりたいということで予算の要求をしておりますので、その点は政権与党に要求をしていくということでは、23年に政権が変わったときに、私は考え方が違ってましたので、そのときには非常に政権与党に予算要望もできなかったという悲哀を味わいましたので、そのことだけはやっては、今の段階ではやってはならないというふうなことを考えて村政を運営をさせていただき、そして、この核兵器廃絶の条約批准を日本がしなかったという日本の苦渋の選択もよくわかります。それから、憲法9条改正の国民の声もよくわかりますけども、国の判断がどういう形でやられるのかということでは、今ここで1つの自治体の首長が、特に憲法改正は国民投票が用意をされると思っておりますので、その段階に至りますので、それは政府がしっかりと憲法改正の要旨を国民に説明をされて、そこで御理解を、国民の総意を得られるのが基本であろうというふうなことを考えておりますので、その部分については私の所見をここで述べるべきでないというふうなことを考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 村長の所見として伺っておきます。

憲法改正について、国民投票をするってということが、それはそうだと思いますけれども、これは国民から出されたことではありません、改正をしますってことをね、ですので、やはりそこから辺は国民もよく議論をしていくことだと思ってございますけれども、国民投票があるからいいってということではないと解釈をしております。その点では、みんなが真剣に考えていくことっていうふうに思っております。あと今、村長がおっしゃいました将来のこと、そして村づくりのこと、そういうことを考えたときに、予算がつきにくいってことをおっしゃいましたが、そういうことも全部含めた中で住民の生活を考えるってことが基本だと思います。核兵器の

ことにしても憲法改正にしても全部つながっていることだと思いますので、本当の信念はわかりませんが、国のあり方に沿っていくってという解釈をさせていただいてよろしいですね。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） やっぱりそこでは、私の考え方をその明らかにすべきではないというふうに思ってます。といいますのが、沖縄県も、沖縄県は新年度の予算が県全体で、いわゆるその離島振興という意味もあったりして、3,100億から。で、この近年はずっと沖縄は3,000億の、基地の負担のこともあったりして3,000億の予算を配分を受けていらっしゃる。それは3,000億超えるというのは鳥取県全体の予算です。それを沖縄県は沖縄の振興のためやささまざまなことにお使いです。でも、沖縄県は、米軍の基地を移転を反対だということで、県が国を訴えられる時代になりましたので、本当にそれは一つ一つの地域の課題に向かってそういう取り組みがなされるということだと思ってますんで、そういう時代にもなったという、戦後72年たって本当に戦後そんなことが考えられたのかということ、今は到底到底考えられないところまで進んできたとは思ってますけれども。でも、そうはいつでも町村の首長の考えることというのは、私の使命は先ほど三島議員に申し上げたとおりでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 教育長に伺ひます。就学援助の前倒し支給については、来年度新入学児童生徒から実施をしていきますっていうことでしたので、それは事務を進めているっていうことでしたから、29年度の交付申請で計画をして、県を通じ国のほうへ上げられてるっていうふうに解釈をさせていただいてよろしいでしょうか。教育長に伺ひております。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） まず、村として支給するのは、小学校の準要保護児童が対象、それだけです、対象ですね。国の制度は要保護世帯の、要保護児童に対する支給前倒しということの改正や指導でございますので、中学校は本村がという、直接ということではないということでございますし、それから、国へ交付申請は当然しないのでありまして、準要保護世帯、準要保護児童向けの前倒しですから。単村費で事務処理をして支給していくということになるものと考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 私のちょっと初めに答弁していただいたとり方がちょっと違っておったようですけれども、準要保護につきましては、村独自の費用でしていくっていうこと、それは理解しております。ですので、私は国の補助の基準も上がりましたし、就学援助の要保護児

童についても前倒しで支給ができるっていう方向づけになりましたので、あわせてそういう対応をとっていただきたいっていうことを申し上げたつもりです。ですが、今お聞きしますと、準要保護世帯のみっていうことなのでしょう。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員の御質問にお答えします。まず、制度がいろいろありますので、ちょっと整理をしたいと思います。要保護児童というのがあって、これは生活保護世帯の児童ということで、これについての就学援助というところについては生活保護費のほうから出ます。これは既に、いわゆる準備品を購入する学校のほうでまとめて購入販売の御案内をするときに、お金がかかるのが大体2月の中旬ごろですが、それに合わせた前の支給月、昨年ですと1月に支給月が来ていますので、入学に関して必要な部分については生活保護の扶助費のほうから対応しています。文部科学省が言っているその額を上げなさい、前倒しをなさいっていうのは、生活保護の世帯ではないけれども、要保護を必要とする世帯等があった場合、それがいわゆる教育委員会、文部科学省サイドで対象とする要保護の児童に対してはそういう取り扱いをなさいということでありまして、これは本村には対象がありません。これは福祉事務所等なりが、生活保護の認定ではないけれども要保護を必要とするということの協議がありましたら、そういった世帯が生じたときには国の制度に従って申請をしたり、それから前倒しの支給、それに該当する額を支給するという部分になろうと思います。従来より質問がありまして、そういった要保護に対して全体が変わるのかということですが、準要保護に対しては先ほども言いますように平成17年から三位一体改革で、それぞれの市町村で単独でやりなさいということですので、これは村の判断で行うものです。この額については、国は言及していません。これの支給の前倒しにも言及していません。ただ、御質問のあったように、要保護児童が入学期の準備をするのに前倒しで支給をするという国の考えに対してどうかということでありましたので、村の準要保護に対しては前倒し、ただ、額につきましては従来どおりの準要保護の基準額を前倒しをするという考えを御説明しているところです。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 準要保護っていうことはわかりました。村単独でやるっていうことですので、その額についてはこれまでどおりっていうことですね。これあの新入学児童ですので、新しく小学校1年生、中学校に入る方のことについて伺っております。その額が今年度から上がりましたね。要保護とか。（発言する者あり）いや、上がってないっていうことではなくて、村としてこれに沿って上げるかどうかはされると思うんですけども、それは上げなくて今

までどおりっていうことを出されたっていうことですね。要保護児童についても額が倍ぐらいに昨年度よりは上がってますね。それにあわせて、なぜその同じ金額が上げないのかっていうことをお伺いしたいんですけども。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 従来より準要保護の基準額というものは特別支援就学援助費の額と、それから支給項目を参照しているというのが大体ここら辺の市町村の事業のやり方でありまして、この特別支援就学援助につきましても、国のほうから基準額を参照するように資料が出てきております。これも2分の1の補助がありますので、特別支援に対する就学援助についてはそういった基準表が流れてきます。この基準表に改定はございませんので従来どおりの額ですから、それを参照している準要保護の額は変えないというところでの考えです。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 何かちょっと私の理解が悪いですかね。少しわかりにくいです。ちょっと理解ができません。国のほうから3月31日に法改正になりましたっていう通知が出ておりますね。それに沿ってやってほしいっていうことを簡単に言えば言ってるわけです。それに日吉津村は沿わないっていうことですよ。新入学児童のその学用品……（「済みません、ちょっと違います」と呼ぶ者あり）あ、済みません、発言中です。いろいろこう答弁はしていただいておりますが、何かちょっとわかりにくいっていうことを思います。要保護についてはしないけれども、準要保護児童については村独自でやることなので前倒しでしていきま、額は前年度と同じ額で支給をしますっていう、簡単に言えばそういう回答でよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 要保護については、該当があれば当然それは国が言ってる額と支給時期に合わせたいと思いますが、現在、日吉津村には対象が今はないと、教育委員会で対応するものは従前からずっとないんです。生活保護費のほうで支給している、いわゆる福祉事務所のほうで支給している該当は今までどおりもありますし、それは今、国、文科省のほうで言ってる額と、上げた額と同額のを今まで支給してるんです。教育委員会のほうで担当するほうは、そういったものがなかった。もう一つあるのが生活保護家庭ではなくて、福祉事務所長のほうから要保護に該当する世帯だと、生活保護にはなってないけれども、これは要保護として認定すべきだということがあれば、それは要保護児童ですから国が言ってる額で支給しますし、同じように準備品は3月の前倒し、そういったことにしますが、今該当はないということの説明しているんですが、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 日吉津村は要保護児童に認定する児童生徒がおらないってこととですね、現在はね。

○教育課長（松尾 達志君） こっちが管轄する分ですよ。

○議員（5番 三島 尋子君） わかりました。ですので、前倒しとかそういうことのあれは考えておりませんってことですよね。該当があったらしますってことですが、もう30年度はできませんね。29年度の初めの計画に出さないとできないので、これからあってもできないんじゃないでしょうか。そういうふうに私は調査をしました。準要保護についてはしていくということですので、その点は理解をいたします。

次、それで進めさせていただきます。選挙のことですが、なかなかその難しいことを聞こうと思ってしたわけではありません。今後のあの、また選挙も予定されておりますし、いろんなことで日吉津村の若者がどういうふうな意識を持っているかなっていうことを調査をされているのかなっていうことでお聞きをしたかったわけです。9月の1日に選挙管理委員会を開かれたってことですが、その場所ではこの質問のことについても多分話をされて、その場所出席ができないってことがあったと思うんですけども、どういうふうにこう、何ていいますかお話し合い、選管としてね、これまでの選挙があった時点のこともですけども、話し合いが行われたのかなと思って、その点をお伺いをいたします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の御質問にお答えします。内容についてはこの20歳以下の18歳、19歳が初めて行われたということで、そういう質問が出てるとということで、ただ詳しい内容について説明したわけではありませんで、そういう意識はどうかという質問が出てるとということで、このときには今の、先ほど申しました投票結果を提出しておりませんで、若者が、ただ、できるだけ参加できるような広報等をしていたという話をさせてもらって、そういう意識でしていただく、改めて若者が入ることで若い意見をもらえるとということで、今後もそういう形でしたらいいなという話をさせてもらったということで、細かい話まではちょっとしておりませんで、意識調査等についてはまた今後検討させていただくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 選挙ですけども、先輩である私たちもよく考えていかないといけないことだとは思いますが、自分の1票が暮らしを決めるもとなるっていうことをよく考え

ていかんといけんていうふうに思います。そういう意識調査っていいですかね、PR。そういうことは私は選管でやっていただけるっていうふうに思っています。先ほど、いついつPRをしましたっていうことがありましたけれども、広報には2回ですかね、昨年の6月でしょうか、立会人の募集をしますっていうところまで出ておったと思います。それとその後は、7月号に7月10日は参議院選挙ですっていうことがありました。それぐらいだったと思いますね。広報は、広報とか防災無線で放送も入りますけれども、若い人ってというのは余りこう見たり聞いたりっていうのをしないと思うんですね。その点で私はよく選管で話し合っていて、日吉津村の若者も積極的に参加をしてきて、いろんなところへ出て行って、自分たちの暮らしのことを考えてほしいっていうことを思うわけです。高知では、行政に責任があるとか選管に責任があるとか、そういうことではありませんけれども、高知では議会が総会にせんといけんじゃないかなんていう意見もありましたけれども、そういうことも含めてみんなが自分たちで考えていくことだと思っておりますので、まさか日吉津はそういうことにはならないと思っております、だんだん発展はしてきておりますので。その点考えて、よく周知をしていただきたい。

もう一つは、あとはまあ、先ほど委員会が開かれましたっていうことでしたけども、ふだん選挙管理委員会ってというのは、どういうふうに行われているのかっていうことをあとお願いをします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 一応、今回9月の定時登録ということで、前回6月の登録のときってということで、一応基本的には登録の際にっていうことでさせていただいております、あとは選挙のあるときにっていうことでさせていただいておりますので、一応は登録の関係のときに基本的にやってるといって御理解いただきたいと思っております。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） あと一つ、済みません。現在の委員さんていう、というなんて言い方は悪いですが、委員さんのお名前っていうのは、聞いたらお聞きしたいですが、任期はいつまでありますでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） お名前は、委員長が真砂さんていうことで、それから、副委員長が田中さんということと、それから、あと村上さんと……。ちょっと顔は出てくるんですけど、ちょっとど忘れしてしましまして、ちょっと名前が出てきません。海川の方なんですけど、ちょっと名前が出てきません。

あと任期については、30年だと思う、今ちょっと細かい数字を持っておりませんので、またちょっと後ほど回答させていただきたいと思います。済みません。

○議長（山路 有君） 三島議員。あ、石村長。

○村長（石 操君） 村長の立場で、選挙ではなしに、住民投票条例で申し上げますと、合併の市町村合併の判断をするというときに、18歳以上にその年齢を引き下げて、外国人の方も投票をしてもらったと。それは18歳ということでは、これからの日吉津を担っていかれるということ、それから、合併するしないによってどこに、日吉津に住んでいらっしゃる方が国籍がどこにあってもここに住んでいらっしゃるの、合併すれば生活の形態が変わって、いわゆる自治体の形態が変わってしまいますので、外国人の方にも投票を、選挙権をお願いをしたという経過がありますので、そういう意味では、いわゆるその公選法の改正がうちのような自治体の実態に合ってきたのかな、高齢化が進んで有権者や若い人の判断ができにくくなったということで公選法も改正されただろうと、それから、少年法なども年齢が引き下げられたのかな、成人の年齢が引き下げられたんですね。ということでもありますので、そういう意味では今は、そのときは市町村合併の是非を問う投票でしたけれども、常設型の住民投票条例に先んじてやったということで、後から県が追従をされてきたということです。ただ、その投票は、選管をお願いすることになりますので、県が条例を定められるときには引き下げるけれども、選管にお願いできますかというような依頼がっておりますので、ある意味、時代に合った我が村の取り組みで、若い人の政治に対する関心を深めていただくことはできるのであろうというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） きょうの質問はこれで終わりたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、必ず出席できる人ばかりではないとは思いますが、その点をよろしくお願ひします。部局が違うところは違うところできちっとこうやっていただきたいということで申し上げて終わらせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で三島尋子議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時00分散会